年　報

平成 25 年度
自己点検・評価報告書

日本赤十字看護大学

目　次

序章　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１章　理念・目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章　教育研究組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第３章　教員・教員組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第４章　教育内容・方法・成果　・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　第１節　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
　第２節　教育課程・教育内容
　第３節　教育方法
　第４節　成果

第５章　学生の受け入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第６章　学生支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第７章　教育研究環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第８章　社会連携・社会貢献　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

第９章　管理運営・財務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
　第１節　管理運営
　第２節　財務

第 10 章　内部質保証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

終章　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

序章

平成 25 年度の自己点検・評価では、平成 23 年度から取り組んできた PDCA サイクルをより一層徹底することを目標とした。各委員会や事務局各部署における業務遂行の在り方として、年度初めの目標確認と計画立案をもとに、これに沿って計画を実施して必要なデータを集積し、結果データを目標に照らして年度末に評価し、次年度に向けて改善策や課題を明確にすることに取り組んだ。

また、平成 25 年度年報では大学基準協会の点検・評価項目（平成 25 年度版）に基づいて点検・評価を実施した。平成 24 年度年報では、平成 23 年度まで使用していた古い点検・評価項目からの移行期間のため、平成 23 年度から繰り越した目標と新しい点検・評価項目が一致していない部分もあった。しかし、平成 25 年度の点検・評価では、前年度から持ち越した目標 → 現状の説明 →点検・評価 → 次年度に向けた発展方策の一連の記述を、大学基準協会の最新の点検・評価項目と評価の視点で行うことができた。これにより、平成 27 年度に予定している大学評価（認証評価）への下準備になったといえる。

しかしながら、現状の説明や点検・評価の記述において、まだ内容が不十分な点があることも否めない。当該年度の自己点検・評価を原則、年度末に実施しまとめるという作業はなかなか厳しいものであるが、PDCA サイクルを確立し、新年度の各委員会や事務局各部署の活動を迅速にスタートさせるためには必要不可欠な作業である。

また、平成 24 年度年報に記したように、本来であれば、日本赤十字学園の第 1 期 5 か年中期計画（平成 21 年度～平成 25 年度）の積み残した課題と対比させながら本学の平成 25 年度の自己点検・評価をすべきであったが、これまでは学園向け報告書作成に終わってきたのが実情であり大学全体での共有化は不十分であったため、それは今後の課題としたい（終章において、平成 25 年度の課題とともに第 2 期 5 か年計画の重点目標をまとめた)。

なお、最近の高等教育改革は、「大学力」向上のための大学改革の推進、未来へ飛躍するグローバル人材の育成、学びのセーフティネットの構築などの方向性をもち、ますます大学間の競争的取り組みが求められている（例えば、文部科学省が推進する大学の仕組みや教育方法等を実施しているかをカウントして助成金に加算するなど）。これは、本学のような小規模単科大学にとっては、人的にも財政的にも過重な負荷になると思われるところもあり、対応に苦慮している面もある。

いずれにせよ、本学におけるこの 3 年間の自己点検・評価の PDCA サイクル化への取り組みは、平成 27 年度に実施する大学評価（認証評価）に役立つであろうし、また大学評価において先の学園第 2 期中期計画との整合性を図ることが必要であると考える。

第１章　理念・目的

１．前年度から持ち越した目標

(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

特になし。

(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

特になし。

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

①卒業生が多く就職している赤十字医療施設が本学の卒業生をどのように評価しているか情報収集を行う。

②ディプロマポリシー到達度の評価方法を開発する。

〈看護学研究科〉

①修了生が多く就職している赤十字関連施設（病院等）が修了生をどのように評価しているか情報収集を行う。

②修了後の専門看護師認定試験の合格状況を正確に把握できるように追跡調査等を行う。

２．現状の説明

(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈大学全体〉

本学の目的は、学則第１条において、「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与すること」と定められている（資料 1-1)。

〈看護学部〉

上記の大学の目的に基づき、学部の教育理念は、「人々の尊厳と権利を守り､看護を通して赤十字の理念である「人道(Humanity)」の実現にむけて努力する人間を育てる」と規定されている（資料 1-2)。

このほか、教育目的、教育目標、学部卒業生の特性（ディプロマポリシー）を以下のように定めている。

教育目的：

赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。

教育目標：

(1)人間がそれぞれに固有の価値をもったかけがえのない存在であることを理解するために必要な知識と感性を身につけ、かかわり合うことができる基礎的能力を養う。

(2)人間の尊厳(Human Dignity)と権利(Human Rights)を擁護し、倫理的な判断に基づい

て行動することのできる基礎的能力を養う。

(3) さまざまな健康課題を判断し、対処できるための基礎的能力を養う。

(4) 急激な自然・社会変化により危機的な健康課題を抱えた人々に必要な看護が実践できるための基礎的能力を養う。

(5) さまざまな領域の専門家と連携した学際的な活動を展開し、新たな保健福祉コミュニティを創りだすことに貢献できる基礎的能力を養う。

(6) 国際的な視野を持ち、変化する社会のなかでの自らの役割を認識し、看護実践を通じて国内外で社会貢献することのできる基礎的能力を養う。

(7) 看護の実践・教育・研究において、生涯にわたって自らを発展させ続けることができるための基礎的能力を養う。

(8) 常に人間としての成長を目指すとともに、看護専門職としての誇りと責任をもって実践することができる知識と技術を見につける。

学部卒業生の特性（ディプロマポリシー）：

(1) 関係を築く力

①一人ひとりの人間を総合的に理解することができる。

②異なる文化、価値観をもつ人々を、かけがえのない人間として尊重する態度を身につけている。

③自己の考えを相手に分かるように主張できるだけでなく、他の人たちそれぞれの独自性を認めつつ、相互に高めあい、支えあう関係を築く能力を身につけている。

(2) 擁護する力

①人間の尊厳と権利を倫理的な視点から擁護する能力を身につけている。

②一人ひとりの人間の意思と独自性を尊重し守るための能力を身につけている。

(3) 探求する力

①健康上の諸課題に気づく能力を身につけている。

②健康上の諸課題をさまざまな角度から分析する能力を身につけている。

③健康上の諸課題に対処するための方法を、根拠に基づいて検討する能力を身につけている。

④看護の実践、研究に必要な知識・技術を探求する基礎的な能力を身につけている。

(4) 実践する力

①健康レベルに応じた諸課題への対処に必要な知識・技術を学び、実践する能力を身につけている。

②環境や状況に応じた看護を実践する能力を身につけている。

③災害等の危機的な状況下に生じる健康問題を理解し、援助活動に必要な知識・技術を身につけている。

④看護を受ける人の持つ力を活かして実践する能力を身につけている。

⑤自らの行った実践を振り返り、評価する能力を身につけている。

(5) 連携する力

①変化する保健医療福祉システムに即して看護の機能や看護職の役割を果たす能力を身につけている。
②他の専門職の機能や役割を理解し、必要に応じて調整的な機能を果たすための基礎的能力を身につけている。
③地域社会のなかで、さまざまな人々と連携し、健康上の諸課題に対応するためのネットワークの一員として協働する能力を身につけている。

(6)国際貢献する力
①国際的な視野に立って、健康上の諸課題を理解することができる。
②本学で培った知識・技術を活かして国際貢献する基礎的能力を身につけている。

(7)成長する力
①専門職としての自らを評価し、必要とされる課題を見いだす能力を身につけている。
②国内外の社会変化を的確に把握し、その中で求められる役割に対応できる基礎的な能力を身につけている。
③専門職として実践、研究、教育を行うために、自らの可能性を追求し、人間として成長し続ける能力を身につけている。
④同僚や後輩など専門職同士で共に教え学びあい、成長し合う姿勢を身につけている。

(8)変化を生み出す力
①変動する社会に常に関心をもち続け、種々の状況下での人々の健康へのニーズを発見する能力を身につけている。
②より良い社会の実現にむけて新たな看護を創り出そうとする姿勢を身につけている。

〈看護学研究科〉

研究科の目的は、大学院学則第1条において「赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献すること」と定められている（資料1-3)。

修士課程の目的は、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」（大学院学則第5条）である。

博士後期課程の目的は、「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」（大学院学則第6条）である。

(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈大学全体〉

学生には、学生便覧やシラバスに教育理念・目的等を掲載し、4 月の教務ガイダンスで説明

している。教職員には、新任教職員の研修において説明している。

社会への公表は、主に大学案内・大学院案内やホームページ等で行っている。

〈看護学部〉

大学案内は毎年改訂し、入学希望者だけでなく全国の高等学校や医療機関等にも配布している。オープンキャンパスでは、本学の特色や教育課程等の説明時、学部の教育理念・目的・目標等についても説明している。

〈看護学研究科〉

大学院案内は毎年改訂し、入学希望者だけでなく全国の看護系大学や医療機関等に配布している。大学院説明会において本学の目的や研究科の目的等について説明している。

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

検証は学部と研究科の各教務委員会が中心になって行っている。特にカリキュラムとの整合性を重視している。

〈看護学部〉

学部教務委員会では、平成 24 年度から新しいカリキュラムがスタートするのに合わせて、前年度に教育理念・目的・目標、ディプロマポリシーと新カリキュラムの整合性を検討し見直しを行った。今後、改訂した教育理念等の適切性について、学生による授業評価アンケートや教職員アンケート、FD 等をもとに検証を行う予定である。平成 25 年度は、卒業直前の 4 年生を対象に、ディプロマポリシーに基づいた教育評価アンケートを実施した。

〈看護学研究科〉

研究科教委委員会では、学生による授業評価アンケートや研究指導等をもとに、研究科の目的が実現されているか検証を行っている。平成 25 年度は、修士課程と博士後期課程の修了生を対象に、ディプロマポリシーに基づいた教育評価アンケートを実施した。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・オープンキャンパスや外部の進学相談会等で受験生から本学の特色や教育理念・目的等について聞かれる機会が増えている（資料 1-4)。これは本学の理念・目的等が周知されていることの一例であろう。また、卒業生の約 7 割が赤十字関連施設（病院等）へ就職していることは、本学の教育理念・目的等が学生に理解されているといえる（資料 1-5)。

・4 年生の教育評価アンケートの結果からディプロマポリーの良好な達成状況が明らかになった（資料 1-6)。

〈看護学研究科〉

・例年、修士修了生の 3～6 割が赤十字関連施設（病院等）への就職であり、特に助産修了生の割合は高い（資料 1-7)。これは本学の理念・目的の影響ともいえる。また、修了生のなかで赤十字の国際救援活動に参加する者も出ていることもその一例である。

・大学院修了生の教育評価アンケートの結果からディプロマポリーの良好な達成状況が明らかになった（資料 1-8)。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・卒業生のディプロマポリシー到達度を調査する仕組みを検討する。

〈看護学研究科〉

・修了生のディプロマポリシー到達度を調査する仕組みを検討する。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・年度末に学部生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。

〈看護学研究科〉

・年度末に大学院学生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・卒業生を対象にディプロマポリシーの到達度を調査する教育評価アンケートを実施する。

〈看護学研究科〉

・修了生を対象にディプロマポリシーの到達度を調査する教育評価アンケートを実施する。

５．根拠資料

1-1　日本赤十字看護大学学則

1-2　日本赤十字看護大学ホームページ＞大学案内＞教育理念・目的・目標

1-3　日本赤十字看護大学大学院学則

1-4　2014 入試ハンドブック

1-5　平成 25 年度卒業生の就職状況

1-6　学部生対象の教育評価アンケート結果

1-7　平成 25 年度修了生の就職状況

1-8　大学院生対象の教育評価アンケート結果

第２章　教育研究組織

１．前年度から持ち越した目標

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

特になし。

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

①検証内容・方法・時期を明文化する。

②大学院修士課程専門看護師教育課程に関わる講義・演習を担当する教員の数を検討し、適切な配置を行う。

③平成 26 年度に申請予定の大学院修士課程における新たな専門看護師教育課程カリキュラムに応じた教員編成を来年度中に検討する。

④フロンティアセンターの各種実施予定の事業において、プロジェクトチームを組織する必要がある場合には、部門長がリーダーとなり、チームメンバーを募り大学全体として活性化していく。

２．現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学の学部、研究科、看護実践・教育・研究フロンティアセンターは、本学教育理念、目的、目標に沿って開設されている。

看護実践・教育・研究フロンティアセンター（以下、フロンティアセンターという）は、日本赤十字看護大学学則第 43 条の 3 第 2 項に規定する学部、大学院からは独立した研究施設として位置づけられている。フロンティアセンターは、①研究・実践リンク部門、②災害看護部門、③フロンテイアセミナー部門、④認定教育課程、⑤広報に大別され、フロンティアセンター長と各部門長を置く。同センターの運営は、フロンティアセンター運営委員会が中心となり実施している。運営委員会の構成員はフロンティアセンター長、学部長、部門長、事務局長、事務局である。運営委員会は、平成 25 年度は年 11 回開催され、①年間計画及び会計・予算、②認定看護師教育課程の運営、③各事業の運営等であった。運営に関わる財源は、原則として自主財源である。フロンティアセンター専従の職員は雇用せず、事務局が兼担している。平成 25 年度に実施した事業のうち、リサーチフェスタ、新人看護師のサポート（ホームカミングデート共催)、フロンティアセミナーの開催にあたっては、学内で企画実行委員を募集し運営した。

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では、経営会議、学部は教授会、研究科は研究科委員会、フロンティアセンターはフロンティアセンター運営委員会において、各審議案件を経営・教育・研究面の観点から審議をしている。それに伴って、教育研究組織の適切性について適宜検証を図っている（資料 2-1)。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

・教育研究の連続性は保たれている。学部卒業後、数年の臨床経験等を経て大学院へ進学してくる卒業生も多い。このことは、看護の一貫性と教育の継続性から組織されている教育研究組織の適切性を保証しているものである。

・フロンティアセンターは、平成 24 年度に組織を改編し、平成 25 年度はそれぞれの部門の活動が活性化された。フロンティアセンター運営会議において、提出される諸課題を教育研究組織の適切性と関連づけて検討している（資料 2-2)。

②改善すべき事項

・教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っていく。

・フロンティアセンターの各種事業が年間を通じて開催・運営されるため、大学全体としてどのような人員配置とするのかを検討し、効率的な運営を行っていく必要がある。

・認定看護師教育課程休止後の教育研究組織について検討を行う。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・上記の取り組みを今後も継続する。

②改善すべき事項

・平成 27 年度に教育研究組織の適切性・定員数を決定するため、平成 26 年度に看護学部・大学院の教員組織等の検討を開始する。

・また、平成 26 年度に認定看護師教育課程が休止となることから、武蔵野キャンパスの教員組織体制も併せて検討する。

・平成 26 年度予定の各種事業において、引き続きプロジェクトチームを組織する必要がある場合には、部門長がリーダーとなり、チームメンバーを募り大学全体として活性化していく。必要な人員等の配置は、大学全体の年間事業等を考慮し、効率的な人員配置を行っていく。

５．根拠資料

2-1　業務規則

2-2　看護実践・研究・教育フロンティアセンター〈平成 25 年度実績報告書〉

第３章　教員・教員組織

１．前年度から持ち越した目標

(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

①本学が求める教員像および教員組織の編制方針について検討する。

(2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈看護学研究科〉

①大学院修士課程専門看護師教育課程に関わる講義・演習を担当する教員の数を検討し、適切な配置を行う。

②平成26年度に申請予定の大学院修士課程における新たな専門看護師教育課程カリキュラムに応じた教員編成を平成25年度中に検討する。

(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

特になし。

(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈大学全体〉

①FD･SD 委員会が中心となり本学の FD の基本方針などの検討を行う。

〈看護学部〉

①新人教員、中堅教員などの教員の授業力向上に役立つ FD を実施する。

２．現状の説明

(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈大学全体〉

大学として求める教員像については、以下の通りである。

①本学が求める教員像については、教育・研究・大学運営に関して、多角的な能力をいかし十分に発揮することである。具体的には、教育の理念並びに目的・目標を十分理解し、それぞれの専門分野における教育・研究、地域貢献に関する役割をとり、大学運営の観点から大学行事や常置委員会の業務を行うことで、積極的な役割を果たすこと等があげられる。しかしながら、これらはあくまでも明文化されたものではない。

②上記における教員の資質等を反映させるものとして、職位の資格要件を定めている。教授・准教授・講師・助教・助手、それぞれの職位に、求められる教員の教育・研究業績、資質等を規程で定めている（資料 3-1～3)。また職位の昇格基準に関する規程がある（資料 3-4～5)。

③求められている教員像の概略は、教員にも周知されている。大学全体に配付している大学案内等の冊子体（資料 3-6）での周知活動を中心に、新任教員に対しては、着任時のオリエンテーションで学長からの講話等からも周知される。

教員組織の編制方針については、特に定めていない。また、年齢構成や男女比率についても同様に定めていない。

〈看護学部〉

各領域の教員配置は、現在のところ教授、准教授、講師、助教、助手という構成になっている。ただし、総人数は学長をいれて 69 名となっているが、領域ごとの規定人数等は決まっていない。

〈看護学研究科〉

学部と同様に、教員組織の編制方針については、特に定めていない。CNS領域は、教授および准教授・講師のいずれかで計 2 名で構成するようにしている。

(2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈大学全体〉

本学には看護学部看護学科および大学院看護学研究科（修士課程および博士後期課程）が設置されている。そのため、教員には学位取得者を中心に高い教育・研究能力をもつことが求められる。各領域の教員配置は、教授、准教授、講師、助教、助手となっている。

〈看護学部〉

看護学部看護学科の教育研究組織は、教養教育科目・専門基礎科目・看護専門科目から構成される。概要を表3-1に示す。

表 3-1　看護学部　教員組織

授業科目＼職位		教授	准教授	講師	助教	助手
教養教育科目	教養的科目	1	1			
	外　国　語	1	1			
専門基礎科目		3				
看護専門科目	基礎看護学Ⅰ（基礎）	2*	2	2**	2	1
	精神保健看護学	2		2		1
	発達看護学Ⅰ（成人）	1	2**	2	4**	
	発達看護学Ⅱ（母性）	2	2	2	4	
	発達看護学Ⅲ（小児）	1	2		2	
	発達看護学Ⅳ（老年）	1	2	1**	1	1
	地域看護学	1		3	1	1
	看護教育学	1		1		
	看護管理学	1	1		1	
	国際・災害看護学	2		2		
DNGL				1	1	
保健室					1	
教養教育科目 専門基礎科目		5	2	0	0	0
看護専門科目		14	11	15	15	4
DNGL				1	1	
保健室					1	
計		19*	13**	16**	17**	4
合計				69		

*学長を含む　　**認定担当（兼務）を含む

〈看護学研究科〉

看護学研究科修士課程には看護学専攻と国際保健助産学専攻があり、それぞれの教育研究組織

は表3-2および表3-3に示した。

表3-2　大学院修士課程　看護学研究科（看護学専攻）教員組織

領域＼職位	教　授	准教授	講師・助教
基礎看護学 がん看護学	2	2	
小児看護学	1	2	
成人看護学	1	1	1
老年看護学	1	2	
精神保健看護学	2		1
地域看護学	1		1
看護教育学	1		1
看護管理学	1	1	
国際・災害看護学	3		1
共通	4		
計	17	8	5
合計		30	

表3-3　大学院修士課程　看護学研究科（国際保健助産学専攻）教員組織

領域＼職位	教　授	准教授	講師・助教
専任	2	2	2
兼任	5	2	
計	7	4	2
合計		13	

大学院看護学研究科博士後期課程には、基礎・母性・小児・成人・老年・精神保健・地域・教育・管理の9領域があり、主に教授が研究指導を行っている。教員組織は表3-4のとおりである。

表3-4　大学院博士後期課程　教員組織

領域＼職位	教　授	准教授
基礎看護学	2	2
母性看護学	2	1
小児看護学	1	2
成人看護学	1	1
老年看護学	1	1
精神保健看護学	2	
地域看護学	1	
看護教育学	1	
看護管理学	1	1
国際・災害看護学	1	
共通	2	
計	15	8
合計	23	

大学全体の教員の年齢構成は表 3-5 のとおりである。

表3-5　教員の年齢構成（平成25年7月1日現在）

職位	66 歳～70 歳	61 歳～65 歳	56 歳～60 歳	51 歳～55 歳	46 歳～50 歳	41 歳～45 歳	36 歳～40 歳	31 歳～35 歳	計
教授	1 5.3%	7 36.9%	4 21.0%	3 15.8%	2 10.5%	2 10.5%			19 100.0%
准教授			2 15.3%	1 7.7%	4 30.8%	6 46.2%			13 100.0%
講師		1 6.2%		2 12.5%	4 25.0%	7 43.8%	2 12.5%		16 100.0%
助教					1 5.9%	6 35.3%	6 35.3%	4 23.5%	17 100.0%
計	1 1.5%	8 12.3%	6 9.2%	6 9.2%	11 16.9%	21 32.3%	8 12.3%	4 6.3%	65 100.0%

(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈大学全体〉

看護学部・看護学研究科共に、「教員選考規程」、「教員選考規程細則」、「教員選考基準規程」、「教員昇格内規」、「教員（内部昇格）業績基準」に則り、教員選考委員会で教員の選考を行っている。また、平成25年度において、教員選考規程について見直しをはかり、教員選考規程内に基準規程を盛り込み、細則を精査し、学部・研究科の「教員選考規程」、「教員選考規程細則」の統一をはかり、平成26年4月1日から施行する。

〈看護学部〉

平成25年度には上記規程等に従って11件の教員ポストについて公募を行い、選考委員会は11回開催された。なお、今年度から学部・研究科とわけずに選考ごとに委員を指名し、委員会を設けることに改めた。昇格判定人事についても、規程に則り昇格判定人事委員会を中心に教員人事を行っているが、平成25年度には昇格人事はなかった。

〈看護学研究科〉

大学院博士後期課程の院生数の増加傾向に伴い、博士後期課程の教員組織について検討を行った。その結果、論文指導および審査に関わることのできる教員の範囲を拡大することにし、その基準の明確化を図った。

(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈大学全体〉

平成 25 年度は、前年度から FD･SD 委員会で検討してきた FD･SD ポリシー・マップを策定した（資料 3-7）。今後このポリシー・マップに基づき FD･SD 委員会が学内の FD･SD を体系化・組織化していくことになった。その第一段階として、平成 25 年度に各委員会等が実施した研修会等を報告してもらうために「学内研修会等実施報告書」および「FD･SD 実施報告書」の様式を作成し（資料 3-8）、教授会で各委員会等に提出を呼びかけた。また、次年度の FD･SD 企画について把握するために各委員会等に計画案の提出を同様に呼びかけた。いずれの書類もホームページ（学内ページ）からダウンロードできるようにした。

年度後半に次年度のFDについて検討した結果、教員会議の枠を利用して、年間に90分1コマのFDを3回、FD･SD委員会主催で午後半日程度の集中的なFDを夏季・春季休暇中のいずれか1回、合計4回実施する（実習指導者研修会や図書館運営委員会主催研修会等の既に定期的に開催されているFDを除く)、という方針を決定した。また、FD･SD委員会主催FDのための平成26年度予算を確保した。

〈看護学部〉

平成25年度、各委員会等が実施したFDは表3-6の通りである。

学生による授業評価については、平成25年度からすべての授業科目で実施し、その結果をホームページ（PDFファイル）と図書館（冊子）で公表した（資料3-9)。また、実習指導評価に関しては、レベルⅠで試行するためのアンケート用紙を作成し実施した（資料3-10)。

表3-6　平成25年度実施FD一覧

開催日	テーマ	主催
5月23日	看護の臨床研究に関する倫理について	研究倫理審査委員会
5月30日	オープンキャンパスの活性化に向けて	広報委員会
6月26日	第1回実習指導者研修会	実習委員会
7月31日	第2回実習指導者研修会	実習委員会
8月 1日	第3回実習指導者研修会	実習委員会
10月31日	どこまでが指導か？何がハラスメントにあたるのか？	人権・倫理委員会
11月 6日	第4回実習指導者研修会	実習委員会
11月28日	看護系学術誌掲載の査読基準を満たす論文の書き方	研究支援委員会
1月29日	第5回実習指導者研修会	実習委員会

〈看護学研究科〉

平成25年度は、前年度に引き続き、情報検索等に関するFDを実施した（表3-7)。

学生による授業評価も継続して実施した。

表3-7　平成25年度実施FD一覧

開催日	テーマ	主催
5月22日	医中誌Web・PudMed	図書館運営委員会
5月28日	CINAHL・Cochrane Library	図書館運営委員会
5月31日	J-DreamⅡ	図書館運営委員会
6月 3日	RefWorks	図書館運営委員会

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

・助手・助教は領域ごとに配置されているが、その領域を超えて学部の基礎実習指導に携わる協力体制が作られている。

・従来から、教務委員会が教育に関するFDを、研究支援委員会が研究に関するFDを実施してきた。その成果は、学生による授業評価の結果（資料3-11）や教員研究業績（資料3-12）に現れている。

・平成25年度は、学内のFD・SDの体系化・組織化のために、FD･SDポリシー・マップを策

定し、それに基づいて次年度のFDの方針を決定した。また、各委員会等が実施・企画した報告書をFD・SD委員会に提出してもらうシステムを導入した。段階を踏んだこれらの施策により、今後のより効果的なFD実施が期待される。

〈看護学部〉

・平成25年度に実施したFDに関する参加者アンケート結果から判断すると、いずれのFDに対しても満足度は高く、教員の資質向上に役立っていると考える（資料3-13）。

〈看護学研究科〉

・授業評価の実施により翌年度の授業改善に役立っている（資料3-14）。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

・FD･SD委員会主催による教員の授業力向上に直接役立つFDは実施できなかった。

〈看護学部〉

・学生の授業評価の結果を公表したことに対する学生や教員の評価を把握していない。

〈看護学研究科〉

・大学院修士課程専門看護師教育課程に関わる講義・演習を担当する教員の数を検討し、適切な配置を行う。

・大学院の授業評価は教員1名について1教科しか実施していない。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

・決定した平成26年度のFD方針に従いFDを実施する。

〈看護学部〉

・試行したレベルⅠ実習指導アンケートの結果をもとに、その他の実習指導評価について検討する。

〈看護学研究科〉

・大学院の評価を全教科で実施するかどうか検討する。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

・FD･SD委員会主催で教員の授業力向上に役立つFDを実施する。

〈看護学部〉

・学生の授業評価結果のホームページ等公開に対する学生や教員の評価を調査し、今後の改善に役立てる。

〈看護学研究科〉

・大学院の授業評価の今後のあり方を検討する。

５．根拠資料

3-1　教員選考規程（学部・研究科）

3-2　教員選考規程細則（学部・研究科）
3-3　教員選考基準規程（学部・研究科）
3-4　教員昇格内規
3-5　教員（内部昇格）業績基準
3-6　大学事務案内　教員組織表
3-7　日本赤十字看護大学 FD・SD ポリシー・マップ
3-8　学内研修会等実施報告書、FD･SD 実施報告書
3-9　ホームページ　ホーム＞情報公開＞授業評価結果
　　『平成 25 年度前期授業評価結果』
3-10　実習指導アンケート
3-11　学部学生による授業評価の結果
3-12　教員研究業績
3-13　FD 参加者アンケート結果
3-14　研究科学生による授業評価の結果

第４章　教育内容・方法・成果

第１節　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

１．前年度から持ち越した目標

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

特になし。

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈看護学部〉

①シラバスについて、「アクティブラーニング（学生にどのような自己学習をしてほしいか)」の導入を検討する。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈看護学研究科〉

①検討したディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの周知方法および周知度についてさらに検討していく。

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

①教育目標や学位授与方針まで広げて定期的に教育課程やその実施方針について確認し、年度末に再度目標の達成度について検討を行うようにしていく。

〈看護学研究科〉

①教育課程やその実施方針だけでなく、教育目標や学位授与方針まで広げて定期的な検証を行っていく。

２．現状の説明

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈看護学部〉

学生便覧（資料 4-1-1、p.10）に、以下の教育目的・目標を明示している。

赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。

1）人間がそれぞれに固有の価値をもったかけがえのない存在であることを理解するために必要な知識と感性を身につけ、かかわり合うことができる基礎的能力を養う。

2）人間の尊厳（Human Dignity）と権利（Human Rights）を擁護し、倫理的な判断に基づいて行動することのできる基礎的能力を養う。

3）さまざまな健康課題を判断し、対処できるための基礎的能力を養う。

4）急激な自然・社会変化により危機的な健康課題を抱えた人々に必要な看護が実践できるための基礎的能力を養う。
5）さまざまな領域の専門家と連携した学際的な活動を展開し、新たな保健福祉コミュニティを創りだすことに貢献できる基礎的能力を養う。
6）国際的な視野を持ち、変化する社会のなかでの自らの役割を認識し、看護実践を通じて国内外で社会貢献することのできる基礎的能力を養う。
7）看護の実践・教育・研究において、生涯にわたって自らを発展させ続けることができるための基礎的能力を養う
8）常に人間としての成長を目指すとともに、看護専門職としての誇りと責任をもって実践することができる知識と技術を身につける。

これらの目標を達成するべく授業科目を配置し、入学年度によって 4 年間で修得すべき単位数を以下の通り明示している（資料 4-1-1、pp. 14-16）。

【平成 22 年度入学生】必修科目 110 単位、選択科目 16 単位以上、計 126 単位以上
【平成 23 年度入学生】必修科目 106 単位、選択科目 20 単位以上、計 126 単位以上
【平成 24 年度以降入学生】必修科目 100 単位、選択科目 24 単位以上、計 124 単位以上

上記の単位を修得することにより、卒業時には、学士（看護学）の学位が授与されることを日本赤十字看護大学学則（根拠資料 4-1-1、p. 88）、および日本赤十字看護大学学位規程（資料 4-1-1、p. 106）にて明示している。

〈看護学研究科〉

大学院シラバス（資料 4-1-4、p. 3）に、「本大学院は、赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識及び卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与すること、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献することを目的としている。」と説明している。

修士課程では、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を滋養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」を目的としている（根拠資料 4-1-4、p. 3）。目的に基づいた学位授与方針（ディプロマポリシー）は、平成 25 年度大学院シラバスに以下のとおり明示している（資料 4-1-4、pp. 3-4）。

看護学研究科修士課程に所定の期間在学し、本研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、学位（修士（看護学）を授与する。
①現場のさまざまな課題を幅広い視点から捉え探求する能力
②人間の尊厳と権利を擁護し、倫理観をもとに問題を探求する能力
③研究に取り組むための基礎的能力
④保健医療福祉システムにおいて、他の専門職との協働、看護職としての役割を発揮する能力

高度専門職業人を目指す人は①～④に加え、以下の能力を身につけている。
⑤看護学の専門分野における卓越した臨床看護能力
⑥課題を解決するために、既存のシステムのみならず新たなシステムを構築し、マネージメントする能力
研究者・教育者を目指す人は①～④に加え、以下の能力を身につけている。
⑦看護学の専門分野についての知識を体系化する能力
⑧看護学の発展に寄与する研究、それらに基づく教育に取り組む基礎的な能力

博士後期課程では、「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」を目的としている（資料 4-1-4、p. 3）。目的に基づいた学位授与方針としてのディプロマポリシーは、平成 25 年度大学院シラバスに以下のとおり明示している（資料 4-1-4、p. 4）。

看護学研究科博士後期課程に所定の期間在学し、本研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、学位（博士（看護学）を授与する。
①看護学において、高い学識・高度な実践能力に基づき、看護学の発展と深化に寄与し、人びとの健康と福祉に貢献しうる研究活動を独立して担う能力を有している。
②卓越した専門性と倫理観を有し、指導者、管理者、教育者、研究者として、国際的・学際的にリーダーシップを発揮できる資質・能力を有している。

これらの目標を達成するべく授業科目を配置し、修士課程看護学専攻コースは所定の科目について 30 単位以上、国際保健助産学専攻は所定の科目 30 単位以上と指定された助産師資格受験科目 28 単位、計 58 単位以上を修得することが要件となっている。その上で、修士論文および課題研究の審査及び最終試験に合格することで学位が授与される（資料 4-1-4、pp. 14-15）。
博士後期課程は所定の科目について 8 単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することで学位が授与される（資料 4-1-4、p. 42）。
これらの要件については、大学院シラバスの日本赤十字看護大学大学院学則の第 33 条（根拠資料 4-1-4、pp. 55-56）にも明示している。

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈看護学部〉

本学の教育課程について、学則の第 24 条から第 31 条にわたって明示している（資料 4-1-1、pp. 87-88）。
教育目標に基づいた学科目を以下の通りに構成・区分・分類し、教育課程の実施方針を学生便覧に明示している（資料 4-1-1、pp. 11-12）。

学科目の構成・区分について

【平成23年度以前入学生】
基礎科目群：人間、社会、自然と科学、言葉、基礎ゼミ、赤十字・国際・災害
看護専門科目群：看護論、看護方法学、看護援助学、精神保健看護学、発達看護学、地域看護学、管理・教育、応用看護学、看護学総合実習、研究
【平成24年度入学生】
基礎科目群：赤十字、人間、社会、自然と科学、情報、言葉、基礎ゼミ、健康
看護専門科目群：看護論、看護技術論、看護援助論、精神保健看護学、発達看護学、健康レベル別看護学、地域・在宅看護学、看護管理学・看護教育学、応用看護学、国際・災害看護学、看護学実習、研究、公衆衛生看護学

学科目の分類について
授業形態による分類：講義科目、演習科目、実習科目
履修要件による分類：必修科目、選択必修科目、選択科目

本学の教育課程は、幅広い教養と人間性のある人材育成を目的とした基礎科目群と看護学の専門的知識・技術の学習を目的とした看護専門科目群の 2 科目群で構成されている。教育理念と目標を達成するためにそれぞれの要素を区分化したうえで、講義、演習、実習の科目を設定している。また、教育目標に到達する上で、講義科目、演習科目、実習科目を教育課程に設置している。

学生便覧に学則、履修要項が明示され、卒業要件の内訳として必修科目、選択必修科目、選択科目の単位数が示されている（資料 4-1-1、pp. 14-16）。

保健師教育課程の定員数および履修手続、選抜方法について示したうえで、保健師教育課程選択履修者の教育課程を学生便覧で明示している（資料4-1-1、pp. 17-21）。平成24年度以降入学生について、保健師教育課程選択履修者は、保健師国家試験受験資格取得のために、看護師教育課程での卒業要件である124単位の修得のほかに「公衆衛生看護学分野」の10単位を修得する必要があることを明示している（資料4-1-1、p. 23）。

平成25年度のシラバスにおいては、前年度の検討をうけてシラバスの評価基準を明確化できた（根拠資料4-1-2）。さらに、アクティブラーニングの推進を目的に、シラバスの記載項目を検討し、平成26年度シラバスに向けて変更した。また、シラバスを教務委員会で評価・点検し、質の担保と内容の充実を図った。

編入学生の教育課程については、学生便覧で、平成24年度編入学生と平成25年度編入学生それぞれについて、認定単位数・日本赤十字看護大学で修得すべき単位数・卒業要件単位数を詳しく明示している（資料4-1-1、pp. 28-30）。

〈看護学研究科〉

教育課程の編成・実施方針としてのカリキュラムポリシーについては、平成 24 年度に検討し、大学院シラバスに以下のとおり明示している（資料 4-1-4、pp. 4-5）。

修士課程看護学専攻・国際保健助産学専攻（研究コース）の人材育成目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

①専攻を超えた学習が必要な内容を共通科目としておく。

②研究能力育成のため看護研究特講を共通科目におく。
③看護学を探求するため看護科学特講を共通科目におく。
④赤十字の理念に基づく人道、国際性に関する科目として赤十字概論Ⅱを共通科目におく。

看護学専攻においては、さらに以下の教育課程を編成している。

1)10の専門領域（基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学）に必要な科目（特講・演習・実習）を置く。
2)専門看護師認定試験受験（CNSコース：がん看護、小児看護、クリティカルケア看護、慢性看護、精神看護、老年看護）に必要な科目をおく。
3)高度専門職業人育成として認定看護管理者認定審査受験、専任教員または教務主任の資格取得に必要な科目をおく。

国際保健助産学専攻（実践コース）においては、さらに以下の方針に基づき教育課程を編成している。

1)専門領域に必要な科目（特講・演習・実習）を置いている。さらに、幅広い知識を学習できる科目として共通科目をおく。
2)助産師国家試験受験資格に必要となる科目をおく。

これらのカリキュラムポリシーに沿って配置された各領域の講義内容の概略は大学院シラバスに明示されている（資料4-1-4、pp.69-196）。

博士後期課程に関しても、博士後期課程の人材育成目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している（資料4-1-4、p.5）。

1)分野として、基礎看護学、応用看護学（母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学)、看護教育・管理学を編成する。
2)分野毎に必要な特論、演習、特別研究、共通科目をおく。
3)高度な研究能力育成のため、看護研究特論、看護科学特論を共通科目におく。
4)学生の個別性に即した論文指導を行うため3年間にわたり各専攻分野ごとに特別研究をおく。

博士後期課程においても、これらのカリキュラムポリシーに沿って配置された各領域の講義内容の概略は大学院シラバス（資料4-1-4、pp.199-232）に明示されている。

学部と同様に、大学院についてもアクティブラーニングの推進のためシラバスの記載項目を検討し、平成26年度シラバスに向けて変更した。また、シラバスを研究科教務委員会で評価・点検し、質の担保と内容の充実を図った。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈看護学部〉

大学構成員への周知について、教授会・教員会議等を通しカリキュラムや実習内容についての共通理解を図っている。学生へは、新年度のガイダンスに学生便覧を用いて説明している（資料 4-1-1）。社会への公表は、大学案内・ホームページおよびオープンキャンパスで行っている（資料 4-1-3)。

〈看護学研究科〉

平成24年度に策定した学位授与方針、ディプロマポリシーおよび教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）について、平成25年度では大学院シラバス（資料4-1-4）やホームページ、大学院案内に明示し、新年度ガイダンスやオリエンテーション、大学院進学説明会等を通して教職員や学生、受験生等に周知した。また、情報の透明性や明瞭性が増すよう、平成26年度に向けて広報媒体の見直しや修正を行っている。

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

年度開始に教務委員会の中で、教育課程やその実施方針に関する前年度からの持ち越された目標について確認し、年度末には教育目標や学位授与方針も含めて目標の達成度について検討を行った。特に、平成 24 年度から開始された新カリキュラムの進行に伴い、旧カリキュラムからの移行期における課題について検討を行っている。また、年度末には、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに関して、4 年次の学生に対してアンケートを行い、4 年間を通しての目標の達成度についての評価を得た。

〈看護学研究科〉

年度開始時、研究科教務委員会の中で教育課程やその実施方針に関する前年度からの持ち越された目標について確認し、年度末には教育目標や学位授与方針も含めて、再度目標の達成度について検討を行った。また、年度末には、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに関して、修士課程 2 年次と博士後期課程 3 年次の修了生に対してアンケートを行い、2 年以上をかけて目標の達成度について評価を得た。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・本学開学の昭和 61 年 4 月 1 日から学則は施行され、以来教育目標に基づいて学士（看護学）の学位を授与することを明示し続けている。
・学生が主体的に自ら学習できる「アクティブラーニング」について平成 26 年度シラバスに盛り込み、学生の学びをさらに深めるよう充実を図った。
・教育課程の編成やその実施方針だけでなく、教育目標や学位授与方針まで含めて教務委員会で定期的に検討した。
・4 年次の学生に対するディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関するアンケートを行い、教育目標、学位授与方針、教育課程の検証を行った。
・教務委員会のメンバーにより平成 26 年度シラバスの評価・点検を行うことで、情報の充実化や見やすさの改善につながった。

〈看護学研究科〉

・ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを明示したことによって、大学院教育に携わる全教員が本大学院の方針を再認識し、よりよい教育を実施することへの意識が高まった。
・学部とともに大学院でも、院生が主体的に自ら学習できる「アクティブラーニング」について平成 26 年度シラバスに盛り込み、学生の学びをさらに深めるよう充実を図った。
・教育課程やその実施方針だけでなく、教育目標や学位授与方針まで含めて研究科教務委員会で定期的に検討した。
・修士課程と博士後期課程の修了生に対するディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関するアンケートを行い、教育目標、学位授与方針、教育課程の検証を行った。
・研究科教務委員会のメンバーにより平成 26 年度シラバスの評価・点検を行うことで、情報の充実化や見やすさの改善につながった。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・シラバスに関して、さらに学生の学びを深めるよう工夫を図る必要がある。
・学部生のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関するアンケートの結果をもとに、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーを反映した教育課程や実施方針等の改善が必要である。
・今後も教育目標や学位授与方針を含めて教育課程やその実施方針について定期的な検証を行っていく必要がある。

〈看護学研究科〉

・検討したディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの周知方法および周知度に関しては、引き続き検討することが必要である。
・シラバスに関して、さらに院生の学びを深めるよう工夫を図る必要がある。
・大学院修了生のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関するアンケートの結果をもとに、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーを反映した教育課程や実施方針等の改善が必要である。
・今後も教育目標や学位授与方針を含めて教育課程やその実施方針について定期的な検証を行っていく必要がある。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・今後も教育目標に基づいて学士（看護学）の学位を授与することを明示し続けていく。
・学生が主体的に自ら学習できる「アクティブラーニング」についてシラバスに盛り込み、学生の学びをさらに深めるよう充実を図っていく。
・教育課程やその実施方針だけでなく、教育目標や学位授与方針まで含めて教務委員会で定期的に検証を行っていく。
・４年次の学生に対するディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関するアンケートを行い、教育目標、学位授与方針、教育課程等の検証を行っていく。

〈看護学研究科〉

・ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関して、大学院教育に携わる全教員が本大学院の方針を認識でき、よりよい教育を実施すべくさらに周知徹底を図っていく。
・院生に対しても、本学大学院のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを理解でき、自らの学習と関連づけられるようさらに周知徹底を図っていく。
・院生が主体的に自ら学習できる「アクティブラーニング」についてシラバスに盛り込み、院生の学びをさらに深めるよう充実を図っていく。
・教育課程やその実施方針だけでなく、教育目標や学位授与方針まで含めて研究科教務委員会で定期的に確認を行っていく。
・大学院 2 年次の院生に対するディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関するアンケートを行い、教育目標、学位授与方針、教育課程等の検証を行っていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・学生が主体的に自ら学習できる「アクティブラーニング」についてさらに具体的にシラバスに盛り込み、学生の学びを深めるよう充実を図っていく。
・教育課程やその実施方針、そして教育目標や学位授与方針まで含めて、教務委員会で定期的に確認を行っていく。
・4 年次の学生だけでなく、各年次の在学生、卒業生に対してもディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関するアンケートを行うことで、教育目標、学位授与方針、教育課程等の検証を行って、教育課程に反映させていく必要がある。

〈看護学研究科〉

・検討したディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの周知方法および周知度についてさらに検討していく。
・学生が主体的に自ら学習できる「アクティブラーニング」についてさらに具体的にシラバスに盛り込み、学生の学びを深めるよう充実を図っていく。
・教育課程やその実施方針、そして教育目標や学位授与方針まで含めて、研究科教務委員会で定期的に確認を行っていく。
・大学院を今年度修了した学生だけでなく、在学生や今までの修了生に対してもディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに関するアンケートを行い、教育目標、学位授与方針、教育課程等の検証を行って、教育課程に反映させていく必要がある。

５．根拠資料

4-1-1　日本赤十字看護大学学生便覧（平成 25 年度）
4-1-2　日本赤十字看護大学シラバス（平成 25 年度）
4-1-3　大学案内パンフレット
4-1-4　日本赤十字看護大学大学院シラバス（平成 25 年度）

第２節　教育課程・教育内容

１．前年度から持ち越した目標

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

特になし。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈看護学部〉

①編入生に対してだけでなく学部生に対しても、様々な履修モデルを提示することによって、学生に対してより具体的で効率的な履修指導を行っていく。

②実際の看護研究を用いて先行研究の検討方法を指導し、論文作成の際の個人指導の時間を増やすことによって、これらの項目の指導をさらに拡充する。

③新カリキュラム導入 1 年目全体を通しての運用・評価に関する検討を行い、移行期における課題を明確にし、これをベースにより適切な履修指導の提供および履修モデルの構築が急務である。

④次年度の新 3 年生向けの暫定的な措置である「保健師教育課程」に関し、既に決定されている運用の手順の成否の検討が必要である。

〈看護学研究科〉

①修士課程ディプロマポリシーに基づいて、各専門看護師（CNS）教育課程の 38 単位カリキュラム申請に向けて、必要な講義内容や構成を検討する。

②社会人履修形態を、大学院案内パンフレントや入学試験要項、ホームページにも明示し、広く周知する。

③検討した博士後期課程ディプロマポリシーに基づき、各専門分野での学生の個別性に即した研究指導を基本に、高度な研究能力を強化するとともに、国際的・学際的にリーダーシップを発揮できる資質・能力の向上を図るために、カリキュラムの変更を行う。

２．現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈看護学部〉

平成 24 年度導入の新カリキュラムは、本学の教育目的・目標の実現をめざし、看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容にわたる学習段階を重視したカリキュラム構造となっている。特に、基礎的な学習においては学生一人ひとりの個別性に応じた丁寧な教育を実施し、学習段階が進む中で、常に人道（Humanity）を実現するための看護の原点に立ち返って探求できるようなカリキュラムとなっている。さらに、学生の自律的・創造的な力を強化するために、自己学習を促進するよう主体的で多様なカリキュラムとし、より応用的・発展的な学習を選択的に履修できるような科目設定をしている。

さらに保健師教育においては、平成 26 年度から実習が 20 名に制限されることに伴い、新たに保健師教育課程を設置した。そして、保健師資格取得のために履修選択になること

により、編入生に対してだけでなく学部生に対しても様々な履修モデルを提示することによって、新カリキュラムの学生に対してより具体的で効率的な履修指導を行った（資料4-2-1)。

〈看護学研究科〉

本学大学院の修士課程では、看護学専攻と国際保健助産学専攻の 2 つの専攻を置いている。看護学専攻には、基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学の 10 の専門領域があり、その中に、がん看護、小児看護、クリティカルケア看護、慢性看護、精神看護、老年看護の 6 つの専門看護師教育課程を設けている。また、看護教育学、看護管理学の 2 領域では、看護教員・看護管理者の養成を目的とした実践コース、「看護教員キャリア支援」「看護管理者キャリア支援」「現任教育担当者キャリア支援」を開設している。

平成 25 年度には、上記 6 つの専門看護師（CNS）教育課程に加え、新たに災害看護専門看護師（CNS）教育課程が認可された。これは日本で初めての災害看護専門看護師の教育課程である。学生の今までの経験を生かした専門領域での実践力を高められるような、幅広い専門分野と教育課程を拡充している。

また平成 26 年度から長期履修制度を導入するため、平成 25 年度入学試験を希望する学生に対して、具体的な履修形態を提示した。履修形態には、2 年間学業に専念する院生と仕事をしながら学業に取り組む院生、双方にメリットがあるよう共通科目を週 1 日（火曜日）に集中して配置する時間割を設定した。長期履修制度は入学試験要項（資料 4-2-3）にも掲載し、平成 26 年度から導入する準備を整えた。

国際保健助産学専攻では、3 分野にそれぞれ科目群を置き（ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野：7 科目・国際保健助産学分野：10 科目・助産学分野 14 科目)、加えて共通科目群 7 科目を開講している。研究コースは主にウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野を、助産実践コースは助産学分野（必須 28 単位）を中心に、4 つの科目群から履修できる教育課程を提供し、それぞれ 3 つの講義科目（基礎特講Ⅰ～Ⅲ、応用特講Ⅰ、Ⅱ)、演習Ⅰ、Ⅱ（Ⅰ～Ⅳ)、実習Ⅰ、Ⅱ（Ⅰ～Ⅴ)、(カッコ内は助産実践コース）と、系統的、段階的に専門的学習が深まるよう構成している（資料 4-2-2)。

また、修士課程には、各領域の専門科目の他に、全領域共通科目として「人間総合講座」「看護科学特講」「看護研究特講」「コンサルテーション論」「情報科学特講」などもあり、このうち「人間総合講座」は、看護学の高度専門教育におけるリベラル・アーツの重要性についての認識から設けられた。

博士後期課程は、基礎看護学、応用看護学（母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学)、看護教育・管理学の 3 分野 10 領域から構成されている。ディプロマポリシーに基づき、各専門分野での学生の個別性に即した研究指導を基本に、高度な研究能力の育成を強化するとともに、さらに指導者、管理者、教育者、研究者として、国際的・学際的にリーダーシップを発揮できる資質・能力の向上を図るため、幅広い視野と高度な研究能力育成のための共通科目を設けていた。昨今大学院教育の実質化とコースワークの充実・強化が求められていることから、平成 25 年度はカリキュラムを再編成し、研究能力の育成に必要な理論構築や研究方法論の科目を従来の 2 科目から 10 科目に増やし、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査の各段階

が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導いていく課程を整えた。

5 年一貫課程の共同大学院（高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、東京医科歯科大学、日本赤十字看護大学）である災害看護グローバルリーダー養成プログラムが平成 26 年度開講予定である。開講に向けて、カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを検討すると共に、5 大学との統一をはかるため、学位規程と学位論文関係集の見直し、修正を行った。

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈看護学部〉

新カリキュラムでは、カリキュラムポリシーを念頭にディプロマポリシーである 8 つの力（「関係を築く力」「擁護する力」「探求する力」「実践する力」「連携する力」「国際貢献する力」「成長する力」「変化を生みだす力」）を卒業までに身につけることを特に重視している（資料 4-2-2、pp. 10-11）。

そして、学生がこれら 8 つの力をバランスよく身につけるために、カリキュラムは＜基礎科目群＞と＜看護専門科目群＞という２つの科目群から構成されている。

＜基礎科目群＞は、建学の理念を基盤として幅広い教養と豊かな人間性のある人材育成のための科目群である。ここでは、「赤十字」、「人間」、「社会」、「自然と科学」、「情報」、「言葉」、「基礎ゼミ」、「健康」に区分して各科目を開講している。特に平成 24 年度以降入学生の新カリキュラムにおいては、高等学校から連携教育を基本に幅広い視点から創造的思考を育成するために、教養科目を中心に基礎ゼミにおいて文献検討等の仕方や論文の書き方等の大学での学びに必要不可欠な基本的スキルを身につけさせる教育を行っている（資料 4-2-2、p. 11）

＜看護専門科目群＞は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」、「看護技術論」、「看護援助論」、「精神保健看護学」、「発達看護学」、「健康レベル別看護学」、「地域・在宅看護学」、「看護管理学・看護教育学」、「応用看護学」、「国際・災害看護学」、「看護学実習」、「研究」に区分して各科目を開講している。特に平成 24 年度以降入学生の新カリキュラムにおいては、さまざまな健康レベルや場に応じた諸課題にエビデンスを用いた看護を展開できる能力を養うための科目を配して教育を行っている。（資料 4-2-2、pp. 11-12）

〈看護学研究科〉

平成 25 年度は、専門看護師（CNS）教育課程のうち「災害看護」が新たにコースの認定を受け、また「慢性疾患看護」「小児看護」「精神看護」の専門看護師（CNS）教育課程（26 単位）は、多くの専門看護師を輩出した 10 年の実績を経て、日本看護系大学協議会から教育課程としての更新認定を受けた。さらに、高度実践家の育成の強化、教育の質の向上のため、がん看護、小児看護、慢性看護、精神看護、老年看護、災害看護の専門看護師（CNS）教育課程の 6 コースに加え、「在宅看護」の専門看護師（CNS）教育課程を平成 27 年度に設置し、平成 25 年度は、これらの教育課程を 38 単位とするための申請手続きに向け準備を行った。38 単位申請に必要である共通科目 B「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」は、対象の病態生理学的変化を解釈し、臨床判断を行うための必要な知識と技術を、演習や具体的事例を通して習得できるよう講義内容を検討し、より高度な実践力を養う教育内容の充実を図っている。

また、看護師・助産師の国際救援、開発協力活動への参加意欲、関心の高まっており、国際救援、開発協力には医療、保健、衛生などの分野以外の、国際政治、世界経済、国際法など多岐にわたる学際的な知識、経験を有する専門家の育成も急務となっている。この背景に基づき、「国際看護学特講」の科目を平成 25 年度から現在の 2 科目から 4 科目へ拡大した（資料 4-2-6)。

さらに、大学院のアドミッションポリシーには「国際的視野に立ってものごとを見、考える力をもつ人」が掲げられており、院生の国際学会への参加、発表が求められる時代になっている。修士課程、博士後期課程においては英語文献を読むことが重要であり、英語力は研究を進めるために必要な基礎的能力である。学生が必要な英語力をつけるために、平成 25 年度は、英語文献の読解力を強化する科目として「英語講読Ⅰ（1 単位)」、「英語講読Ⅱ（1 単位)」を設置した（資料 4-2-7)。

国際保健助産学専攻助産実践コースでは、平成 24 年度カリキュラム改正趣旨に則り、妊娠の正常・異常の診断能力、分娩時緊急対応能力、新生児アセスメント能力を強化するために「基礎助産学特講Ⅱ、Ⅲ」・「実践助産学演習Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」を配置し、医療安全・助産管理能力、地域連携能力強化のために「応用助産学特講Ⅰ、Ⅱ」を、実践力強化のために「助産学実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」を配置した。同時に、高度な専門的知識を有した実践能力の高い教員を充て、教育のさらなる充実を図っている。

博士後期課程では、分野毎に主要な概念、研究課題、研究方法に関連する知識を学ぶ特論や演習を置き、さらに共通科目として、高度な研究能力を育成するため「看護研究特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ」「看護科学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「研究計画書セミナー」の10科目を再編し、平成26年度から設置する準備を行った。「看護研究特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、博士論文作成に向けて必要な理論的知識や文献分析、研究方法に関する知識を深く、学生の個々の能力や関心に応じて習得できるように設定した。「看護科学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」は、看護学における研究の位置づけや看護科学の役割や今後の方向性を探求し、幅広い国際的・学際的視点を養えるように設定した。この科目再編に伴い、平成26年度から修了要件に係る所定の単位数は8単位から10単位に変更することを決め、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導く内容となった。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・編入生に対して「応用看護学特論Ⅰ」の履修の推奨等、大学院での研究の継続を念頭に置いた履修モデルを作成し、新カリキュラム対象の学部学生に対してもより具体的で効率的な履修モデルを作成、明示した（資料 4-2-1)。

・「基礎ゼミⅠ」において、看護研究を用いて先行研究の検討方法や論文作成の際の個人指導の時間を増やしたところ、学生は大学 4 年間での必要な技能、特に、看護研究における文献検討の方法や論文作成方法を習得する機会がさらに充実した。結果的に学生の授業アンケートにおいて高評価を得ることができた（資料 4-2-8)。

〈看護学研究科〉

・専門看護師（CNS）教育課程に「災害看護」が新たに認定を受け、全 7 コースになること

に加え、今後は「在宅看護」専門看護師（CNS）の教育課程の設置も予定している。更に教育課程を 26 単位から 38 単位にする方向性は、高度専門職業人の育成とその教育の質向上に寄与するものである。

・ディプロマポリシーに照らし、博士課程のコースワーク充実と単位数の再検討を行ったことで、幅広い学際的視野を獲得しながら、論文作成、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導く教育課程となっている。
・アドミッションポリシーに照らし、修士課程の国際看護学特講の科目を充実させ、英語講読の科目の設置を行ったことで、本学の教育課程の質の向上につながるものである。
・社会人履修形態をもとに、時間割の変更を行うことにより、働きながら学べる環境が確保できただけではなく、コースワークと研究のバランスを保つことができると考える。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・新カリキュラム導入 2 年目の運用・評価に関する検討を行う必要がある。また新カリキュラムへの移行期における課題を明確にし、適切な履修指導を行う必要がある（資料 4-2-1）。
・上述した「基礎ゼミⅠ」については、看護研究における文献検討の方法や論文作成方法の拡充は概ね達成されたが、研究成果を公表する機会であるプレゼンテーションの仕方に関する指導の拡充が必要である（資料 4-2-8）。
・保健師教育の履修学生の選考については、選考条件について今後も検討していく必要がある。

〈看護学研究科〉

・専門看護師（CNS）課程の単位数が 38 単位になることに伴い、授業スケジュールの過密化が予測される。
・現在、修士論文は単位化されていないため、その内容と質の検討を行うとともに、論文作成のプロセスとその教育の実質化を図るために単位数の検討が必要である。
・ディプロマポリシーに照らし、修士課程・博士後期課程での国際的視野を広げていくことができる科目の設定に加えて、国際学会や短期留学の機会が得られるような制度も検討する必要がある。
・社会人履修形態は、入学を希望する学生にもより周知できるような工夫とより多くの学生を受け入れられるような教員側の準備が必要である。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・今年度から、編入生だけでなく学部生に対しても様々な履修モデルを提示したが、このモデルをさらに改良し、学生に対してより具体的で効率的な履修指導を行っていく。
・新形式の初年度教育である「基礎ゼミⅠ」での看護研究における文献検討の方法や論文作成方法をさらに拡充する。

〈看護学研究科〉

・38 単位専門看護師（CNS）教育課程における共通科目Ｂの「フィジカルアセスメント」の内容について、各分野の特徴を考慮しながら、看護教員だけではなく、実践現場で活躍する専門看護師（CNS）を講師とする演習を盛り込むなど、より高度な実践能力が獲得できるように工夫する。
・博士後期課程のコースワークでは、国際的・学際的知識と、理論的知識や研究方法をより体系的に習得できるように、学生の反応や授業評価を通して、内容をより充実したものにしていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・新カリキュラム導入 2 年目全体を通しての運用・評価に関する検討を行い、移行期における課題を明確にし、これをベースにより適切な履修指導の提供および履修モデルの構築を行う。
・次年度の新 3 年生向けの暫定的な措置である「保健師教育課程」に関し、既に決定されている運用手順の検証が必要である（資料 4-2-2、p.12-17）。

〈看護学研究科〉

・各専門看護師（CNS）教育課程の 38 単位カリキュラム申請に向けて、必要な講義内容や構成、時間割を具体的に検討していく必要がある。
・専門看護師（CNS）教育課程が 38 単位に移行するに伴い、本学のディプロマポリシーに照らし、修士論文の質と内容の到達基準を明確にし、単位化を行う。
・国際的に活躍する人材を育成するため、国際学会への参加、発表の機会が得られる工夫や、看護学部で行われている短期留学制度の導入の検討を行う。
・社会人履修形態を、具体的に大学院案内パンフレントやホームページにも明示し、広く周知するとともに、社会人履修形態を活用した学生の実態調査を行い、学生が学びやすい環境を整えるための努力を続ける。
・共同大学院である災害看護グローバルリーダー養成プログラム（DNGL）の開講や専門看護師（CNS）38 単位制への移行に伴い、時間割の過密化も懸念され、教室の確保を含め学生が学びやすい環境と時間割の工夫が必要である。

５．根拠資料

4-2-1　履修モデル（編入学/学部生）
4-2-2　学生便覧（平成 25 年度）
4-2-3　平成 26 年度大学院看護学研究科修士課程学生募集要項
4-2-4　日本赤十字看護大学博士後期課程　カリキュラム案（2013.7.3）
4-2-5　看護学部シラバス（平成 25 年度）
4-2-6　大学院シラバス（平成 25 年度）
4-2-7　平成 25 年度研究科教務委員会議事録
4-2-8　HP 基礎ゼミⅠアンケート結果

第３節　教育方法

１．前年度から持ち越した目標

(1)教育方法および学習指導は適切か。

〈看護学部〉

①平成 26 年度から実施する新カリキュラムの 3 年次実習（レベルⅢ、レベルⅣ-1）に関する指導方針や指導要領については、平成 25 年度中に検討を終えて完成させる。

②実習指導者の質を確保するという意味から、大学と実習施設が協働した実習指導者研修会を開催し、評価する。

〈看護学研究科〉

①平成 25 年度には専任・非常勤教員のすべての科目に対して評価を実施する。

(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈看護学部〉

①シラバスに掲載する情報については、アクティブラーニングも視野に入れて、「授業の進め方」「履修に必要な事前知識の内容」を充実させる。

②シラバスの相互チェック体制を整え、実施する。

(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈看護学部〉

①成績評価の示し方について、検討していく。

〈看護学研究科〉

①授業科目の成績評価について S（100～90 点）の導入・運用に関する情報交換を委員会において検討する。

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈看護学部〉

①授業評価結果の学生へのフィードバックの方法を改善する。

〈看護学研究科〉

①授業評価に関しては、履修者が少ない科目等の評価内容や方法について、検討を進める。授業内容・方法に関して改善の必要な点について現状分析を行う。

②博士後期課程においても学生の国際交流を活発化させるべく具体的な検討を行っていく。

２．現状の説明

(1)教育方法および学習指導は適切か。

〈看護学部〉

平成 25 年から開始されたレベルⅡ実習に関しては､実習指導要領をもとに実習を展開し、特に問題なく実習指導が行われた。また、平成 26 年度から実施する新カリキュラムの 3 年次実習（レベルⅢ実習、レベルⅣ-1 実習）に関する指導方針や指導要領を検討し、完成させた（資料 4-3-1)。平成 25 年度中（平成 26 年 1 月）に、学生に対する学内での説明会を開催して周知を図った。

平成 26 年度からの保健師教育課程選択履修学生 20 名の選考方法について検討し、選抜を行った。

実習指導者の質を確保するという意味から、本学の実習委員 5 名と 5 実習施設の教育担当者とで協働して実習指導者研修会のプロジェクトを立ち上げ、平成 25 年度より「実習指導者研修会」を開始した（資料 4-3-2)。アンケート調査結果では、実習指導者研修会で展開された各内容について、「役にたった」「やや役にたった」と回答した者が 9 割を超えていた。参加者 46 名に実習指導者研修会修了証を発行することができた。

〈看護学研究科〉

修士課程の教育では、授業科目の講義、演習（ゼミナール)、実習、学位論文の作成個別指導を行っている。また、オフィスアワーを設け、学生の個別学習ニーズに対応している。加えて、助産実践コースの演習・実習では、分娩介助・母体緊急時への対応・新生児蘇生法（NCPR)・母子や家族へのケア等対象者への直接的なケア技術の演習・実習も実施している。演習では、臨床指導者によるモデリング、専任教員の技術指導、自己学習による確実な実践力の修得をめざした。臨床指導者との実習前懇談会を行ってより良い関係性を作り、円滑な実習展開につなげた。

看護学専攻および国際保健助産学専攻研究コースでは「修士論文」、助産実践コースでは「課題研究」の作成と提出を修了要件としており、学生の進捗状況と学習課題に応じて、小グループゼミや個別指導にて研究プロセスを促す教育を実施している。

助産実践コースは 2 年間の修得単位数が 58 単位と多く、学生への負担軽減を図りつつ研究能力の修得を促すことが課題であったが、対象者数を限定し助産学実習時期を修士 2 年生前期までに集約させることにより対応した。

通常の教育課程内科目以外に、大学院教育に特化した FD として、看護の臨床研究に関する倫理（北里大学　斉藤有紀子氏　5 月 23 日)、看護系学術誌掲載の査読基準を満たす論文の書き方（東京有明医療大学　前田樹海氏 11 月 28 日）による「特別講義」を開催した。

博士後期課程の教育においても、講義、演習、特別研究と学位論文の作成を中心にして学生の個別学習ニーズに対応している。今年度は共同大学院災害看護学グローバルリーダー養成プログラムの平成 26 年度開講前年度に当たり、高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学の国公立大学と協働して「共同大学院災害看護グローバルリーダー養成プログラム」における教育方法、指導体制を整えた。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈看護学部〉

シラバスに掲載する情報として、「授業の進め方」と「履修に必要な事前知識」をアクティブラーニングという視点から明記することにした。また、平成 25 年度から、次年度の学部シラバス内容を教務委員がチェックすることとし、適宜、担当教員に修正の依頼をした。各教員がシラバスに基づいて授業を展開する努力をしている。

〈看護学研究科〉

基本的にシラバスに基づいて授業展開されている。また、授業時間・内容に変更が生じた場合には、HP・学内掲示板・メール配信・紙媒体/口頭にて、速やかに学生に周知され授業が実施されている。(資料 4-3-3)

加えて今年度は、アクティブラーニングを促す観点から、例年のシラバス記載項目に「授業目的・到達目標・授業の進め方・履修に必要な事前知識・成績評価の仕方・キーワード・オフィスアワー」に関して詳細に記載し、院生自身が学習を進め、自己評価するための情報を詳細に掲載し、次年度の教育―学習プロセスを効果的に進める準備を整えた。

(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈看護学部〉

授業の成績評価は、各科目担当教員が、試験、レポート、授業への取り組み等の成績評価の基準に沿って判断している。その際、試験において不正行為があったと認定された場合には、当該科目のみならず、その当該学期の全ての科目を不合格とすることを決定した。実習の成績評価は、実習への取り組み状況、自己評価、ケース発表、レポート等から多角的に評価している。学生の学習効果と実習で受け持つ対象が不利益を蒙らないことを勘案して、実習中止の要件を設定しているが、学生の現状を踏まえて、その項目をさらに追加し洗練させた。

成績は、講義・実習ともに S（100～90 点）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（59 点以下）の 5 段階で評価している。D 評価は不合格となるが、担当教員が必要と認めた場合に限り、再試験が行われ、病気その他やむを得ない理由で試験を欠席した場合には、追試験が行われる。GPA について、導入に向けての検討を開始した。

担当教員の成績評価は、教務委員会での確認後、年度末の教授会にて単位認定が決定される。他大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学の 1 年次に入学した場合、その履修単位が教育上有益と判断された場合には、60 単位を越えない範囲で既修得単位として認定している。また、3 年次編入生の既修得単位の認定については、履修科目が当該授業科目に相当することを前提に、平成 24 年編入生は 82 単位、平成 25 年編入生は 83 単位を上限として認定している。既修得単位の認定は、学生から申請のあった科目のシラバスを、本学の当該授業もしくはそれに相当する授業の科目担当教員が点検した上で、教務委員会の審議を経て、教授会で決定している。

〈看護学研究科〉

成績評価・単位認定は、平成 23 年 4 月大学院学則第 32 条第 2 項の改正を行い、修士課程・博士後期課程ともに、各授業科目単位認定者の責任において、S（100～90 点）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（59 点以下、不合格）の 5 段階によって行われている。各授業科目の成績評価基準および評価の観点や方法は「大学院シラバス」に記載されている。

既修得単位認定は、大学院学則第 30 条第 2 項の定めるところにより、入学前に他の大学院および本学研究科修士課程科目等履修生として修得した単位について、教育上有益と認めるときは、上限 10 単位を限度として既修得単位として認定することがある。手続き等を含め、「大学院シラバス」に記載されている。

他の大学院や日本赤十字学園内大学院との単位互換制度については、現在検討中であり、今年度は実施していない。しかし、平成 26 年に災害看護学のグローバルリーダー養成プログラムとして、高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学の国公立大学と連携して共同大学院（5 年間博士一貫教育）を開設する予定である。

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈看護学部〉

教育評価の定期的な検証としては、講義科目では定期試験での総括評価、授業途中でのミニテスト等の形成評価を通して実施している。演習科目は実技試験を実施して達成度の評価を行い、教育方法の改善に反映させている。

今年度から全科目に対して授業評価を実施した結果、①教育技術、②教育内容、③授業の進行・展開、④熱意・相互作用、⑤学生の自己評価の５項目について、各項目 15 点満点で評価し、すべてのカテゴリーで全体平均 12 点以上の非常に高い評価だった。結果は学生のコメントも含め担当教員にフィードバックされ授業改善に活用している。さらに今年度は学生コメントに対する教員コメントを記載した全科目の授業評価をホームページ上に掲載するとともに、冊子を作成して図書館にて閲覧可能とし、情報の公開と双方向性を促した。(資料 4-3-4、資料 4-3-5)

〈看護学研究科〉

大学院の授業内容および方法の改善を図るために、授業評価を実施している。また、今年度は博士後期課程の現行カリキュラムに関して検討し、平成 26 年度からコースワークの充実、研究能力の向上を図るために、共通科目の充実を図ることとなった。平成 24 年度までの看護科学特論（2 単位）については看護科学特論Ⅰ～Ⅲ（各々1 単位）として分割した。従来の看護研究特論（2 単位）については、看護研究特論Ⅰ～Ⅵ（各々1 単位）および研究計画書セミナー（1 単位）とし、合計 7 単位の選択科目をおくこととした。それに伴い各領域においていた演習は廃止し、各領域では特論（2 単位）、特別研究Ⅰ～Ⅲ（各 2 単位）とスリム化した。

大学院の現行のカリキュラム、授業の内容・方法の改善を図るため、大学院生を対象に質問紙調査を計画し、質問紙を作成した。2 年生には、平成 26 年 3 月までに調査用紙を配布、1 年生には平成 26 年度 4 月ガイダンス時に調査を実施する予定である。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・看護学教育の中で重要な位置を占める実習指導について、新カリキュラムでの教育目標を到達するための実習指導方法の吟味が着実に実施でき、成果をあげている。

・大学と実習施設とが協力して企画運営し平成 25 年度から開始した実習指導者研修会は、修了証を 46 名に出すことができており、評価できる。

〈看護学研究科〉

・S 評価を導入し、より段階的な評価基準で適切に評価することができている。

・FD その他の教育講演により、各専門領域および学際的領域における学習がより深化した。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・GPA 導入に向けての課題について検討が不十分である。
・実習中止の要件について、中止した後の措置については不明瞭である。

〈看護学研究科〉

・平成 25 年度には専任・非常勤教員のすべての科目に対して評価を実施する目標が達成されていなかった。平成 26 年度は実施に向けて検討を行い、実施を目指す。
・履修者が少ない科目について、開講時間割や科目教育内容・方法について検討する。
・平成 26 年度は、修士課程現行カリキュラムに関するアンケート調査結果をもとに、改善の必要な点について分析を行い、課題を明確化する。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・引き続き、新カリキュラムの平成 27 年度以降の健康レベル別看護学実習、レベルⅣ-2 実習、総合実習に関する実習指導方法について指導要領等を検討する。
・実習指導者研修会を平成 26 年度も継続的に実施し、実習指導を充実させる。

〈看護学研究科〉

・大学院教育に特化した FD を今後も実施して、大学院教育の質の向上に努めていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・アンケートなどを用いて、引き続き、実習指導者研修会の成果を評価したい。
・保健師教育課程選択履修学生の選考方法について、さらに検討していく。
・実習中止の要件について、その後の措置についても盛り込んでいく。
・GPA 導入に向けての検討課題を明らかにする。
・授業評価をもとに教育改善の必要な点について分析を行い、課題を明確化する。

〈看護学研究科〉

・次年度は、他大学大学院との単位互換、日本赤十字学園内大学院との単位互換制度に関する具体的な検討を行う。
・次年度は、授業科目の成績評価について S（100～90 点）の導入・運用に関する情報交換を行っていく予定である。
・次年度では、授業評価をもとに授業内容や方法に関する改善点について分析を行い、また、履修者が少ない科目等の評価内容や方法についても検討を進めていく。
・博士後期課程においても学生の国際交流を活発化させるべく具体的な検討を行っていく。

５．根拠資料

4-3-1　新カリキュラムレベルⅢ実習指導要領
4-3-2　実習指導者研修会プログラム
4-3-3　大学院シラバス（平成 25 年度）
4-3-4　平成 25 年度前期　学生による授業評価（アンケート調査）集計結果
4-3-5　平成 25 年度後期　学生による授業評価（アンケート調査）集計結果

第４節　成果

１．前年度から持ち越した目標

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。

特になし。

(2)学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈看護学部〉

①今後も模擬試験、国家試験対策講座等の実施を積極的に行うことにより、看護師国家試験の合格率を 100%に上げ、保健師国家試験合格率の一層の向上を目指す。

②授業評価の全科目評価については、実施・運用できるように情報を周知徹底させていくとともに、実施したことについての評価を教員、学生共に行うための検討を行う。

③出席日数不足による卒業延期を防ぐために早期の学生への対応を考えていく。

〈看護学研究科〉

①今後も CNS 取得状況を把握することで、現院生への情報状況が可能となり、また学習の動機付けとなる。

②ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについて、院生や一般社会への広報の充実を図る。

③博士後期課程では在学延長の学生や単位取得済満期退学後の研究生等に対して、再入学等の制度を検討し、修業年限が長期化しないよう指導体制を強化する必要がある。

④標準修業年限を超えて在学する学生に対しては、授業料等の負担の軽減を検討していく必要がある。

２．現状の説明

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈看護学部〉

平成 24 年度から新カリキュラムが開始され、それに合わせて授業評価を全科目に対して実施する方法を新たに導入した。授業評価の結果は一部がホームページ（HP）上で公開されるとともに、全集計結果は冊子として図書館に配架し閲覧可能とした。次年度に向けた授業の具体的な改善策も HP でも公開された。授業評価は全体的に回収率も高く、学生からの協力も概ね得られており、情報の周知徹底がなされている。しかし、依然として全科目評価による学生の負担が危惧される。

卒業延期を防ぐための学生への早期対応として、4 月履修説明において教務委員会から、本学のカリキュラムの特徴を説明し、段階的な履修が必要な科目、実習に必要な履修要件となっている科目等について指導を徹底した。

〈看護学研究科〉

修士課程においては、修士学位論文審査申請者全員の 40 名に学位が授与され、また博士課程の学位論文合格者 3 名に授与をした。

平成 26 年 3 月 31 日現在、卒業後の進路について、修士修了生 40 名中 34 名が内定、2 名が内定待ち、2 名が未就職であった。就職先は 33 名中 21 名が医療機関、11 名が教育機関、1 名が行

政職、そして１名が博士後期課程への進学であった。3 月に修了した博士課程 3 名は教育機関への内定であった（資料 4-4-1)。

また、看護学修士課程専門看護師（CNS）コースの取り組みの成果として、CNS 取得状況について把握を行った(資料 4-4-2)。

博士後期課程では、在学延長の学生や単位取得済満期退学後の研究生等に対して、平成 26 年度から授業料等の負担軽減を図った再入学制度を実施できるよう検討した。

(2)学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈看護学部〉

各教員から提出された授業や実習の評価について、教務委員会での検討を経て、さらに教授会での協議を行っており、適切に行われている。また、国家試験対策においては、模擬試験や国家試験対策講座等を実施し、学生の主体的学習をサポートしている。

〈看護学研究科〉

規定に基づき、カリキュラム運営及び論文指導、審査が展開され、研究科教務委員会での検討を経て、さらに研究科委員会での協議を行っており、適切に行われている。その結果、看護学及び国際保健助産学修士課程においては、修士学位論文審査申請者全員 40 名に学位が授与され、また看護学博士後期課程の学位論文合格者 3 名に学位を授与した。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・FD 委員会が立ち上がったことで、より具体的に授業評価方法についての評価・検討が議論され、全教員に対しての全科目の授業評価方法が導入された。評価結果を踏まえた授業改善策が公開され、具体的に示されたことは、授業評価が活用されたとみることができる。これにより、学生のニーズに即した授業展開が期待できる。

〈看護学研究科〉

・専門看護師（CNS）取得状況の把握は、5 領域の CNS 高度専門看護師コースの教育の成果として評価できる。

・今年度の助産師国家試験では 100%合格となり、前年度と比較して評価できる。

・博士後期課程において、在学延長の学生や単位取得済満期退学後の研究生に対して、平成 26 年度から授業料等の負担軽減を図った再入学制度を実施することは評価できる。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・引き続き、授業評価の全科目評価における学生への協力依頼、負担の軽減について具体的に検討を重ねる必要がある。授業改善策の具体的な運用状況について、今後、検証していく必要がある。

・国家試験合格 100％をめざして、国家試験対策を実施してきた。具体的には、模擬試験や学生の要望に応えた 7 分野の国家試験対策講座(本学教員、赤十字認定看護師、予備校講師による)を行った。しかし、平成 25 年度看護師国家試験の合格率は新卒者 95.7％、既

卒者を含めると 95.1%と昨年の 97.9%を下回った。保健師は新卒者 90.1%、既卒者を含めると 89.5%であり、前年度、新卒者 100%、既卒者 77.8%と比較してやはり低下した（資料 4-4-3)。

・再試験等による不合格者や出席日数が足りない学生については、早期の段階で教務委員会内でも状況把握につとめ、学年担当教員を通して対応を周知徹底している。しかし、今後、更なる対策をたてていく必要がある。

〈看護学研究科〉

・新たに認可された専門看護師（CNS）領域の修了生が CNS を取得できるよう支援し、取得状況も継続して把握していき、CNS 高度専門看護師コースの教育の成果として評価できるようにする。

・博士後期課程において就業年限が長期化しないよう指導体制を強化する必要がある。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・今後も模擬試験、国家試験対策講座等の実施を積極的に行うことにより、看護師国家試験の合格率を 100%に上げ、保健師国家試験合格率の一層の向上を目指す必要がある。

・授業評価によって提示された改善策に基づいて、授業がどのように改善されたのか、引き続き注視するとともに、教員、学生ともに実施したことについての評価を行う方法を検討していく。

〈看護学研究科〉

・今後も専門看護師（CNS）取得状況を把握することで、現院生への情報状況が可能となり、また学習の動機づけとなる。

・新たに専門看護師（CNS）教育機関として承認された災害看護や今後教育機関申請に取り組む在宅看護の動向をフォローする。

・引き続き、助産師国家試験での 100%合格を目指して指導体制を強化していく。

・博士後期課程において、平成 26 年度から再入学制度で入学した院生に対して、在学期間が長期化しないよう指導を強化する。

・院生に対して、論文の学会誌などへの報告を課すことで、研究成果の発表を促進する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・再試験等による不合格や出席日数不足よる卒業延期を防ぐために早期の学生への対応をさらに具体的に考えていく必要がある。

・今後も、模擬試験や国家試験対策講座等の実施を積極的に行うことにより、看護師国家試験の合格率を 100%に上げ、保健師国家試験合格率の一層の向上を目指す必要がある。

・授業評価によって提示された改善策に基づいて、授業がどのように改善されたのか、引き続き注視するとともに、教員、学生ともに実施したことについての評価を行う方法を検討していく。

〈看護学研究科〉

・現院生への情報提供が可能となり、また学習の動機づけとなるため、今後も CNS 取得状況を把握していく。
・新たに CNS 教育機関として承認された災害看護や、今後教育機関申請に取り組む在宅看護の動向をフォローする。
・博士後期課程において、就業年限が長期化しないよう指導体制を強化していく。
・博士後期課程において、平成 26 年度から再入学制度で入学した院生に対して、長期化しないよう指導を強化する。
・院生に対して、論文の学会誌などへの報告を課すことで、研究成果の発表を促進する。

５．根拠資料

4-4-1　平成 26 年 3 月 31 日現在、大学院生の就職内訳（学生課保管）
4-4-2　専門看護師（CNS）取得状況 2014
4-4-3　日本赤十字看護大学ホームページ　平成 25 年度国家試験合格状況

第５章　学生の受け入れ

１．前年度から持ち越した目標

(1)学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈看護学部〉

①アドミッションポリシーの広報を継続する。

〈看護学研究科〉

①アドミッションポリシーの広報を継続する。

(2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈看護学部〉

①新学習指導要領に即して平成 27 年度入試の受験科目を決定し受験生に周知する。

②募集要項等のケアレスミスをなくすためのチェック体制を強化する。

③平成 25 年度から導入した面接評価用紙の妥当性の検討を行う。

〈看護学研究科〉

①平成 26 年度から修士課程長期履修制度の実施が始まることにより大学院説明会等で広報活動を積極的に行い、学生確保を図る。

②平成 26 年度開設予定の共同災害看護学専攻の入試を行い、学生確保を図る。

(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈看護学部〉

①入試方法別（各種推薦、一般、センター利用型）の入学後の成績を勘案し、大学入試センター利用型の応募枠拡大に対する評価を行う。

②適切な定員管理を継続する。

〈看護学研究科〉

①適切な定員管理を継続する。

(4)学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

①本学における学部対象の全ての入学試験の出題について、担当者、選抜試験科目、出題内容や出題範囲の適正さなどについて検討する。

〈看護学研究科〉

①学部と同様の検討を行う。

２．現状の説明

(1)学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈看護学部〉

ホームページの受験生案内、学生募集要項、オープンキャンパスで配布する入試ハンド

ブック等に、本学のアドミッションポリシーである「①人間の尊厳を第一に考える人、②人と関わりあうことに喜びを見いだせる人、③看護に関する学問・実践の楽しさや深さを学びたい人」を明示している。さらに「看護を学ぶために必要な基礎学力と思考力、慣れない状況で初対面の人とも交流することができるコミュニケーション能力と感性、直面する課題に取り組もうとする意志と能力」と学生に求める力について具体的に明示している。また各入学試験において修得しておくべき知識等の内容や水準等についても明示している。障害のある学生の受け入れについては入学願書からの情報や本人等からの連絡に基づいて個別に対応している。

〈看護学研究科〉

大学院のアドミッションポリシーは、「①体験から得た知見を生かし、論理的な思考に結びつけることのできる人、②自らの意見をもち、かつ柔軟に他者の意見に耳を傾けることのできる人、③自らの問題意識を深め、課題を追究していくことのできる人、④社会的関心をもち、国際的な視野に立ってものごとを見、考える力をもつ人、⑤倫理的な問題に真摯に向き合い、その解決に向けて取り組む意志をもつ人」であり、ホームページ、大学院案内、募集要項等に明示している。

(2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈看護学部〉

平成 26 年度は、昨年同様、推薦（指定校・支部長・公募）、一般入試、大学入試センター利用型（1-A；文系重視型・Ⅰ-B；理系重視型・Ⅱ；総合重視型）の枠で学生募集を行い、入学者選抜を実施した。また今年は特に以下の事項に取り組んだ。

①一般入試における新学習指導要領に即した受験科目の決定と周知

平成 27 年度から新高等学校学習指導要領に伴う本学の試験科目の在り方について審議を重ねた。臨床で要求される能力から、理数系の比重強化や数学の必修化なども検討されたが、受験者の負担や難易度を考慮し、最終的には「数学または数学Ⅰ･A」、「生物基礎」、「化学基礎」のうち 1 科目を選択することが、合議を経て決定した。また旧課程履修者に対する対応について、新旧履修者（受験者）に有利不利が生じないように検討を重ねたが、本学の出願者および入学者はどちらも現役が 8 割を超えること、前述の試験科目・範囲の場合、一般入学者試験では旧課程履修者の未履修・未学習部分は格別の配慮を必要としない、という 2 点から本学では新課程の科目で統一して入学者選抜を実施することが決定した。決定後は、本学ＨＰにて情報を公開するとともに、オープンキャンパスや入試説明会等での周知を行った。

②試験当日の不測の事態への対応について

試験当日の天候や災害、公共機関のダイヤの乱れといった「公的理由による遅延」と「感染症発生」の対応について、学生が不利益を被らないように、かつ安全に選抜試験が行われるように、スケジュールや感染症対応のフローチャートを別途作成して備えた。

〈看護学研究科〉

6月に大学院説明会で修士課程長期履修制度が開始することを広報し、3人が受験し2名が合格した。なお、１名は合格後に長期履修を辞退した。大学院修士課程個別入学資格審査を当初は、

7・9月を予定していたが、共同災害看護学専攻の受験生を確保するために、10月に追加で3回実施し、9名（前年比7名増）が合格し、修士課程の受験に繋がった。平成26年度入試（平成25年度実施）は、修士課程看護学専攻42名（前年比3名増）が受験し27名が合格、1名辞退し欠員が生じた。国際保健助産学専攻は27名（前年比11名増）が受験し15名が合格し入学定員を確保した。博士後期課程は9名（前年比3名減）が受験し4名が合格し欠員が生じた。共同災害看護学専攻は3名が受験し2名が合格し入学定員を確保した。修士課程看護学専攻の試験は3回（9・11・2月）実施したにもかかわらず欠員があったため3月にAO入試を実施したが受験者はいなかった。

(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈看護学部〉

①学生収容定員数および入学者数

学部の入学定員は 1 学年 130 名である。3 年次編入学生の定員は 1 学年 10 名である。よって学生収容定員数は 540 名である。平成 26 年度の入学生は 143 名、3 年次編入学生は 11 名である。平成 24 年度から平成 26 年度までの入学試験別募集定員および入学者数の推移を表 5-1 に示した。定員に対する入学者の割合は 26 年度において 1.1 であった。

表 5-1　過去 3 年間の入試別募集定員および入学者数（看護学部）

入試の種類			平成24年度	平成25年度	平成26年度
看護学部	一般･センター利用型	入学者	75	77	78
		募集定員	65	65	65
	指定校推薦	入学者	17	20	19
		募集定員	－	－	－
	公募推薦	入学者	19	17	18
		募集定員	－	－	－
	支部長推薦	入学者	28	28	28
		募集定員	28	28	28
	合　計	入学者	139	142	143
		募集定員	130	130	130
	入学者に対する比率		1.08	1.09	1.1
3年次編入学	一般	入学者	10	11	11
		募集定員	10	10	10
	合　計	入学者	10	11	11
		募集定員	10	10	10
	入学者に対する比率		1.0	1.1	1.1

②学生収容定員と在籍者数の比率の適切性

平成 26 年度における学生収容定員に対する在籍者数の比率は 1.09 であった。過去 3 年間の比率は表 5-2 のとおりであり、適切に管理されている。

表5-2　過去3年間の在籍者数（看護学部）　　（各年度5月1日現在）

学　　年	平成24年度	平成25年度	平成26年度

学部	１年生	139	142	143
	２年生	144	139	141
	３年生	141	143	139
	４年生	145(3)	143 (3)	144(2)
編入	３年生	11	11	11
	４年生	8	11	10
	合計	588	589	588
	収容定員	540	540	540
	(収容定員に対する割合)	1.08	1.09	1.09

（　）内は留年者

〈看護学研究科〉

平成 26 年度の入学者数では、修士課程看護学専攻の入学者数は 26 名、国際保健助産学専攻の入学者数は 15 名であった。対入学定員数の比率では、修士課程看護学専攻 1.0、国際保健助産学専攻 1.0 であった。博士後期課程の入学者は 4 名で、対入学定員数の比率は 1.7 であった（表 5-3)。

表5-3　過去3年間の在籍者数（看護学研究科）　　(各年度5月1日現在)

課程	専攻・学年	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
修士	看護学専攻 1 年	22	30	26
	看護学専攻 2 年	30	26	32
	収容定員	60	60	60
	(収容定員に対する割合)	0.9	0.9	1.0
	国際保健助産学専攻 1 年	16	15	15
	国際保健助産学専攻 2 年	18	16	16
	収容定員	30	30	30
	(収容定員に対する割合)	1.1	1.0	1.0
博士	看護学専攻 1 年	8	8	4
	看護学専攻 2 年	2	8	8
	看護学専攻 3 年	10	7	13
	収容定員	15	15	15
	(収容定員に対する割合)	1.3	1.5	1.7

(4)学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

入学者選抜試験委員会では、入試全般を計画・運営し、入試実施要項、試験監督要領、面接要領の見直しと作成を毎年行っており、今年も昨年度の課題を踏まえた改善策や大学センター試験業務での変更内容を盛り込み、作成している。

大学入試センター試験業務は、試験監督の教員 7 名、救護室の教員 1 名、本部要員の職員 2 名が担当した。リスニング・試験監督の事前説明会の計画・運営に加え、共同開催の國學院大學での打ち合わせの参加などを促し担当教員の円滑な業務遂行を支援した。実際のセンター試験業務では、トラブル等はなく無事に業務を終えることができている。さら

に、今年度は特に以下の事項に取り組んだ。

①支部長推薦における出願条件の周知方法の見直し

支部長推薦枠は奨学金の受給および受給年数分の勤務が出願条件であるが、支部長推薦にて合格した学生やその保護者が、奨学金給付施設を就職先とすることの理解が十分ではない状況がある。そこで支部長推薦の出願条件の周知方法について、学務課入試係より各支部・病院担当者に対して検討を要請しており、担当者間で理解が深まるよう審議を継続している。また推薦入試の合格者を対象にした入学予定者説明会（一般入試前、1 月）において、支部長推薦による合格者に対する説明を学務部長から行い、理解を深めることができるようにしている。

②募集要項等のケアレスミスをなくすためのチェック体制の強化

入学者選抜試験委員会が中心となり、事前のチェックを徹底した。

〈看護学研究科〉

研究科入学者選抜試験委員会は、入試全般を企画・運営し、入試実施要項、試験監督要領、面接要領の作成と見直しを行っている。今年度は、修士課程において全専攻・全領域での年 3 回実施を計画し実施し入学定員を確保した。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・試験当日の不測の事態への対応に関しては、実際に適用事例が発生したが、フローチャートに沿って、安全に選抜試験を遂行することができている。

・アドミッションポリシーに即した面接評価用紙の改定が行われ 2 年が経過するが、大きなトラブルもなく、公正な選抜方法に向けての取り組みが継続されている。次年度はマークシート読み取りのシステム改修が行われるため、記入しやすい方法やレイアウトなどについて教員から意見聴取を行い、フォーマットを作成し評価していく必要がある。

〈看護学研究科〉

・大学院入試では、「働きながら大学院へ行こう！」をキャッチコピーとし、社会人大学院生確保に向けた取り組みを広報委員会と共同で実施した。

・修士課程国際保健助産学専攻実践コースは定着し、3・4年生に対するアプローチ、大学院説明会参加者に対するアプローチにより、入学者選抜試験受験者は増加した。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・障害のある学生の受け入れについては、入学願書からの情報や本人等からの連絡に基づいた入学者選抜試験時の個別対応を検討するに留まっている。障害のある学生の受け入れやその明示については、入学後の環境整備や支援なども含め全学的な協議を重ねる必要があるため、問題提起をしていくと同時に、本委員会では障害のある学生の受け入れに関する入学者選抜試験のガイドライン作成に取り組む必要があると考える。

・入試試験の出題における担当者、選抜試験科目、出題内容や出題範囲の妥当性や適切性を評価するシステムの構築については、継続課題である。

・入試業務の要員配置の適正化について、入試業務は大学における最重要業務の一つであり、全教職員が万全を尽くす業務であることは言うまでもないが、本学の一般入試業務と大学入試センター業務の日程は、2 週間程度しか空いておらず、特に大学入試センター担当者の身体的・精神的負担が大きいことも事実である。このような状況を勘案し、入試業務の配置について十分に検討する必要がある。
・支部長推薦による出願条件の周知方法の見直しについて、受験者の不利益にならないように、学生とその保護者が出願前に支部長推薦の奨学金の仕組みを正しく理解できるようなシステム作りをしていく。

〈看護学研究科〉

・修士課程看護学専攻においては、受験者数は増加したものの、志望領域に偏りがあり、入学定員を充足できなかった。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・入試方法別（各種推薦、一般、センター利用型）の入学後の成績を勘案し、大学入試センター試験利用型の応募枠拡大に対する評価を行う。
・面接評価用紙の妥当性を検討する。
・適切な定員管理を継続する。

〈看護学研究科〉

・これまでの取り組みを継続する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・障害のある学生の入学者選抜試験時のガイドライン作成について検討する。
・一般入試と大学入試センター業務を考慮した入試業務の配置の適正化について検討する。
・支部長推薦による出願条件に関する規約等を作成する。
・入試試験の出題における担当者、選抜試験科目、出題内容や出題範囲の妥当性や適切性を評価するシステムを構築する。

〈看護学研究科〉

・平成 27 年度入試（平成 26 年度実施）では、老年看護学・災害看護学・地域看護学の専門看護師（CNS）コースの開講について大学院説明会等で広報活動を積極的に行い、学生確保を図る。
・博士後期課程の平成 27 年度入試（平成 26 年度実施）から受験資格に TOEFLiBT テストで 55 点以上であることを追加し英語の試験を課さないことを広報し、学生確保を図る。

５．根拠資料

5-1　情報公開資料：入学者に関する受け入れ方針および入学者の数，収容定員および在学者数，卒業（修了）者数ならびに進学者数および就職者数，その他進学および就

職等の状況に関すること
http://www.redcross.ac.jp/disclosure/announcement.html

第６章　学生支援

１．前年度から持ち越した目標

(1)学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を明確に定めているか。

〈看護学部〉

①学生生活・就職支援委員会規程を検討する。

(2)学生への修学支援は適切に行われているか。

【学生への修学支援】

〈看護学部〉

①重複して奨学金制度を利用する場合、経済的支援を必要とする学生のニーズに適正に応じることができるよう、より公正な選考基準の見直しを検討する。

②経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、平成 26 年度からの特待生制度の見直しを行う。

【学生への生活支援】

〈看護学部〉

①平成 25 年度から、クラス担当教員を 2 名増員して 8 名とし、学生の相談援助ニーズに適切に対応できるように、原則 4 年次までの持ち上がり制とする。

②学生自身が心身の健康について自己管理できるよう『健康の記録』を活用したり、学生生活上の問題に適切に対応できるよう継続して支援する。

③ハラスメント防止・相談学生が不快に感じた出来事に適切に対処できるよう、さらに周知徹底を図るための方策を検討する。

④教職員が事例の相談・対応・処理を適切に行うための方法とシステムの見直しを行う。

⑤学生生活等に関する学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換の場を設ける。また、定例化できるよう検討する。

〈看護学研究科〉

①博士後期課程の学生数の増加に伴い、大学院生室全体の環境整備を図り、学習・研究環境を整える。

②大学院生も学生相談室を活用できるような工夫を検討する。

【学生への進路支援】

〈看護学部〉

①学生生活・就職支援委員会内の国試対策担当を国家試験対策部会として独立させ、学生国試対策係と連携し、支援の強化を図る。

②国家試験対策の見直しを行い、模擬試験や授業の成績が不良の学生に対する個別指導を強化する。

③不合格となった既卒者に対する支援体制を検討し、実施する。

〈看護学研究科〉

①国際保健助産学専攻の助産師国家試験の合格率を高めるため個別指導を充実させる。

２．現状の説明

(1)学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学は、学生が学修に専念できるよう経済的支援、学習支援、心身の健康保持増進に関する支援、ハラスメント対策、就職・進路支援の充実に努めている。以下に具体的内容を示す。

①学生生活・就職支援委員会の設置

平成 24 年度に再編成された学生生活・就職支援委員会は、学務部長・学年主任・看護系教員・学生係で構成されている。平成 25 年度に見直しを行った「学生生活・就職支援委員会規程」（資料 6-1）に基づいて活動している。しかし、学生支援の基本方針については明文化されていない。

②クラス担当教員

平成 25 年度から、退学者や休学者、留年者に加え、メンタルヘルス上の問題や対人関係上の問題を抱える相談援助ニーズの高い学生へのより適時適切な支援を充足させるために、クラス担当教員を 2 名増員し 8 名とした。また、原則として 4 年次までの持ち上がり制とした（資料 6-2）。

③奨学金制度

経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、奨学金制度（資料 6-3）と特待生制度（授業料免除）（資料 6-4）のさらなる充実を図っている。

④健康管理および学生相談

保健センターに保健室と学生相談室を設置し、人々のヘルスケアに携わる専門職者となる学生が、学業に専念できるよう、また心身の健康保持増進について自己管理できるよう支援している。

⑤就職・進路支援

看護師・保健師の資格取得と希望する病院・機関への就職あるいは進学について学生の選択決定に対して支援している。

⑥課外活動

課外活動は、学生の主体的な活動のもとに、団体構成員相互の責任と人間関係を円滑に保持し、リーダーシップやメンバーシップなどを学びながら人間的に成長を期待する集団活動であり、大学の重要な教育活動の一環として位置づけられている。クラブの顧問である教員と学生生活・就職支援委員会が主としてその活動を支援する。

(2)学生への修学支援は適切に行われているか。

①経済的支援

主な奨学金の受給状況は表 6-1 に示した。平成 25 年度の奨学金受給者延べ数は 665 名、学生総数に占める割合は 113.1%（前年比 3%減）で、複数の奨学金を受給する学生が多い。そのため、特に給付タイプの奨学金の受給者選考においては選考基準を見直して給付を決定した。種類別受給状況では、日本赤十字社関連奨学金が 61.5%で最も割合が高く、次いで日本学生支援機構奨学金が 25.1%（第一種・第二種合計）であった。そのほか、東日本

大震災の被災によって生じた経済的理由により修学困難学生への支援として「日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」（平成 24 年度施行）の給付対象者の範囲を拡大し、平成 25 年度は、3 名の学生に受給した。

奨学金に関する学生への情報提供は、学生便覧、ホームページ、奨学金説明会、学内掲示で行った。このほかに、随時、学務課学生係およびクラス担当教員が個別相談に応じた。

また、特待生制度では、前年度の学業成績優秀者の上位 2 名（計 6 名）が選出され、入学時に選出された特待生においても、継続して特待生として授業料相当分が給付された。また、経済的支援と学業奨励をより効果的に行うために、平成 26 年度入学生から対象とする特待生制度の見直しを行った「日本赤十字看護大学特待生（授業料免除）規程」（資料 6-4）。

研究科の奨学金受給状況は表 6-2 の通りである。奨学金の情報提供は、学部同様の方法で行っているが、奨学金案内のパンフレットは、学部学生とは別に作成し情報提供の工夫を行った（資料 6-5）。

表 6-1　平成 25 年度看護学部生の奨学金の種類と受給状況

種類	日本学生支援機構		日本赤十字社関連奨学金		日本赤十字看護大学奨学金			その他	計
	（第一種）	（第二種）	日本赤十字社奨学生	日本赤十字社医療センター	伊藤・有馬記念基金	保護者会奨学金	大嶽康子記念奨学金		
受給者数	69	98	301	108	28	18	5	38	665
割合*1	10.4%	14.7%	45.3%	16.2%	4.2%	2.7%	0.8%	5.7%	113.1%*2

＊1＝受給者延総数に対する割合　　*2＝在籍学生総数　588 名に対する割合

表 6-2　平成 25 年度研究科学生の奨学金の種類と受給状況

種類	日本学生支援機構		日本赤十字社関連奨学金		日本赤十字看護大学奨学金			その他	計
	（第一種）	（第二種）	日本赤十字社奨学生	日本赤十字社医療センター	伊藤・有馬記念基金	保護者会奨学金	大嶽康子記念奨学金		
受給者数	13	8	3	0	15	対象外	0	32	71
割合*1	11.8%	7.3%	2.7%	0%	13.6%	対象外	0%	29。1%	64.5%*2

＊1＝受給者延総数に対する割合　　*2＝研究科在籍学生総数に対する割合

②留年者および休・退学者の状況

平成 25 年度は留年者 4 名、休学者 4 名、退学者 2 名であった。復学者は前期 1 名、後期 1 名であった。休学の主な理由は体調不良・親の介護・経済的・進路検討であり、退学の主な理由は結婚・親の介護であった。いずれも早期にクラス担当教員が相談に応じ、学年主任や学務部長、学部長、カウンセラー、学務課（事務）と連携を取り、学生本人および家族を含めての修学に関する個別対応を行っている。

授業の欠席が多い学生に対しては、定期試験の受験資格を失う前に各授業担当教員がクラス担当教員と連携を取り、学生への対応を進めている。また単位取得が滞っている学生に対しては、教務委員会による履修計画に基づき、クラス担当教員と授業担当教員によるサポート体制をとっている。

研究科の平成 25 年度の状況は、留年者 10 名（修士 5 名、博士 5 名）、休学者 9 名（修士 7 名、博士 2 名）、退学者 1 名（修士 1 名、博士 0 名）であった。

③補習・補充教育に関する支援

主なものに国家試験対策とアチーブメントテストの実施がある。具体的内容は、後述する（(4)-②)。卒前スキルアップ研修は、平成 25 年度より実習委員会の担当に変更された。

④障がいのある学生に対する修学支援

現在、修学に支障をきたす身体的障がいのある学生は在籍していない。また、実習において、対人関係上の困難を理由に個別に対応しなければならないほどの学生はいないが、そのような傾向のある学生がいた場合には、実習担当教員とクラス担当教員が学生相談室と連携をとって個別対応することになっている。

(3)学生の生活支援は適切に行われているか。

①健康管理

保健師が定期健康診断と事後指導、予防接種の実施、健康相談などを行っている。保健室の人員配置は、専任保健師 1 名および繁忙期(4 月から 6 月)のみ配置される非常勤職員 1 名で、保健室は週 5 日開室している。

定期健康診断は、外部委託して 4 月に実施した。健康診断の事後指導に関しては、校医が結果を確認した上で、再検査や保健指導が必要な学生に対して保健師が個別指導を行った。保健室利用延件数は 1408 件(学部 1198 件、大学院 210 件)で、その主な対応は「相談」「生活・保健指導」「処置」「計測」などであった。

感染予防対策については、看護学実習オリエンテーション時に『看護学実習における感染予防対策』（資料6-6）を用いて感染予防ガイダンスを行っている。さらに保健師が中心となって結核・肝炎ウイルス・インフルエンザ・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎に関する情報提供に加え、感染予防の保健指導の実施、ワクチン接種の推奨などの感染予防対策につとめた。さらに、ノロウイルスなど他の感染症に対しては、流行状況を把握して適宜指導している。予防接種や健康診断結果は『健康の記録』（資料6-7）に綴じ、自己管理するよう指導している。そのほか、授業の課題活動やサークル活動での海外渡航時には、授業担当教員、サークル顧問、保健師による指導を行い、感染症予防に努めている。

また、1 年生を対象に健康教育の一環として、日本赤十字社医療センター禁煙外来の看護師による「健康とタバコ」の特別講義を 7 月に実施した。

②学生相談

学生相談室は、非常勤カウンセラー2 名によって週 4 日開室されている。平成 25 年度は相談業務のローテーションの見直しを図った。入学時に『学生相談室利用案内』(資料 6-8)を用いたガイダンスの実施や、年 6 回『相談室だより』（資料 6-9）を学部生全員に配付するなど、学生相談室を利用しやすいような働きかけを継続して行った。結果、学生相談室利用延件数は 822 件（面接数 393 件）で、その主な相談内容は「学生生活」「対人関係」「学

業」などであった。平成 25 年度は、面接を継続して行うにあたり、相談者に対して『学生相談室での継続カウンセリングを始めるにあたって』（資料 6-10）を用いて説明を行い、同意を得るようにした。さらに、平成 25 年度は、7 月に大学院修士 1 年生を対象としたストレス対処法をテーマにしたワークショップを開催した。約 30 名の参加があり、その中から相談室の利用につながる者もいた。

学生相談室の全来談者数の約 20%を教職員が占め、その主な理由は「学生対応」であった。平成 25 年度も継続して教職員が学生対応に関する情報を得たり、話し合える場として「教職員とカウンセラーとの懇談会」を年 2 回開催した。教員からは学部生・院生が、今以上に、相談室を活用しやすくなるような取り組みについて意見が出された。

また、看護学研究科の院生は、学生相談室の利用を躊躇する学生も多い現状を踏まえ、より効果的な学修方法の相談や自分の考えや気持ちの整理法など、カウンセラーとともに様々なプログラムを発信し、大学院生活の支援リソースとしての学生相談の有効活用ができるような工夫を行った（資料 6-11）。

③ハラスメント対策

「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程」（資料 6-12）に基づく、人権・倫理委員会を設置している。学生には『ハラスメント防止・相談の手引き』（資料 6-13）を用いてハラスメントについて説明している。近年、ハラスメントの申立に至るまでの事案はないものの、学生友人間や実習担当教員とのコミュニケーションの問題が、学生相談室やクラス担当教員、実習担当教員個々で対応されることが多くなっていることから、『本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル』（資料 6-14）を作成し、個々に対応した教職員が適正に相談に応じられるようにした。また、人権倫理委員会の相談員の研修や、一般教職員を対象としたハラスメントに関する講演会（人権倫理委員会、FD・SD 委員会共催）を開催した。

④課外活動

現在、クラブ等の団体は 10 団体あり、延 311 名の学生が所属している。大学祭については、2 日間の参加者は 518 名（前年比－931 名）と減少した。

平成 25 年度は、学生生活や自治会活動に関する学生との意見交換会は年度末の開催となったため、学生の意見への具体的対応は次年度への持ち越しとなった。

⑤学習・研究環境の整備

研究科においては、学生数の増加に伴い、博士後期課程の大学院生室の整備を行い、デスクやパソコンを増やし学習環境を整えた。また、大学院生のニーズに基づき、日曜日の 10:00～17:00 も大学院生室を利用できるようにした。

学生の研究能力の育成のため、リサーチアシスタント制度運営要領（案）を次年度の運営に向けて検討した（資料 6-15）。

(4)学生の進路支援は適切に行われているか。

①就職・進路選択に関する支援

1 年生に対しては、キャリアプランのイメージができるように『キャリア支援ハンドブック』（資料 6-16）や、『履修モデル』（資料 6-17）をガイダンスやクラス担当教員との面接時に活用した。また、日常生活や実習時のマナー向上のための「コミュニケーション・マ

ナー研修」を開催した。2 年生と 3 年生（編入生含む）については、3 月に合同の進路ガイダンスを継続して開催した。

また、全学生を対象とした赤十字関連病院と実習病院を含む合同病院説明会や、2 ないし 4 年生を対象に就職活動時の面接や日常生活や実習場面でのマナー向上のための「マナー講座」を開催した。さらに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の不適切な使用が懸念されたため、大学ホームページに『ソーシャルメディアガイドライン』（資料 6-18）を掲載した。ほかに、年度初めのクラス担当教員との個別面談時や学生の希望時に進路選択に関する相談に応じている。

平成 25 年度卒業生は、就職率 91.4%（赤十字関連施設 70.4%、赤十字以外の病院 16.4%、行政機関 4.6%）、進学率 4.6%、その他 4%であった。

研究科においては、研究科学生生活・就職支援委員会が就職・支援の役割を担当し、領域の担当教員とも連携しながら、就職・進路支援を行っている。

②国家試験対策

今年度の国家試験対策として、3・4 年生対象のアチーブメントテスト、模擬試験、予備校講師による受験ガイダンスおよび対策講座、国家試験対策講座（夏期・冬期）、成績下位者に対する個別指導を実施した。平成 25 年度は、受験者にアチーブメントテストに対するアンケートを実施した。結果をみると、学習の振り返りや国家試験対策として実質活用している学生が約半数であり、学生にとって自発的な早期の学習喚起となっていないことが明らかになった。模擬試験の結果は、4 年生の各学年担当に配付され、必要時面談を行い、学習支援に役立てている。国家試験対策講座については、平成 25 年度は夏期講座を追加し、さらに成績下位者を対象とした『寺子屋』は各領域の担当教員の協力を得て実施した。またクラス担当教員による個別指導も行った。

平成 25 年度新卒者の国家試験合格率は、看護師 95.7%（全国平均 95.2%）、保健師 90.1%（全国平均 88.8%）であった。平成 24 年度不合格であった 3 名は 2 名合格、1 名不合格であった。研究科における助産師国家試験合格率は、100%であった（全国平均：97.6%（新卒者のみ）・96.9%（既卒者含む））。

③キャリア支援に関する組織体制

委員会内に国家試験対策部会を独立して設けたほか、病院説明会、進路ガイダンスなどは就職・進路支援担当が担っている。また、学生係が就職情報室の管理・運営、関連情報の提供の実務を担当している。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

・在籍学生総数に対する奨学金受給者数の割合は 113.1%であり、さらに特待生制度を設けていることから、経済的支援は充実している。また、「日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」が引き続き拡大運用され、被災学生への経済的支援ができた。

・平成 25 年度より、学生の相談援助ニーズに適切に対応できるように、クラス担当教員を 8 名に増員し、原則 4 年次までの持ち上がり制にしたことで支援体制が整った。

・健康管理および学生相談については、ガイダンスおよび掲示等の広報活動で周知しており、必要に応じて学生が利用できる体制が保たれている。ただし、開室時間外（とくに

休日や夜間）における対応は困難である。実習を含め学習面でのつまずきが目立つ学生に関しては、教職員とカウンセラーが連携して対応に努めている。
・大学院生対象のワークショップ開催により、その後院生の利用しやすさにつながった。
・研究科の国際保健助産学専攻の助産師国家試験対策の充実と個別指導により、国家試験合格率が 100%となった（平成 24 年度不合格者 1 名）。

②改善が必要な事項
・学生生活・就職支援委員会の規定を見直したものの、学生支援の基本方針については明確に定められていない。
・大学祭の参加者が減少しており、開催に対する学生のモチベーションが低下している。
・学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換会は、定例化できず、学生の意見を学生生活に反映するには至らなかった。
・国家試験対策部会を独立して設置し、国家試験対策を充実させたが、既卒者を含めた看護師国家試験合格率は 95.1%、保健師国家試験合格率は 89.5%だった。
・アンケート結果から、アチーブメントテストが学生にとって自発的な早期の学習喚起となっていないことが明らかになった。また、4 年生の模擬試験開始時期が夏期休暇直前であり、夏期休暇中の学習計画に試験結果が反映されにくいことが明らかになった。
・学生相談室の開室日が 125 日、開室時間が 9 時から 16 時（週 1 日 19 時）までであり、利用に制約がある。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項
・さらに経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、平成 26 年度入学生から改正される特待生制度に関する情報の周知をはかる。
・学生相談室による大学院生を対象としたメンタルヘルス対策プログラムの充実を図る。

②改善が必要な事項
・平成 26 年度内に学生支援の基本方針について検討し、明文化する。
・奨学金の受給および貸与を受けている学生のフォローアップについて検討する。
・2 年生が大学祭の企画運営の中心であるため、引継ぎや事務手続き、外部との交渉など遅れがちとなっている。サポート体制や開催時期について検討が必要である。
・学生生活等に関する学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換の場を定例化し、学生生活に反映できるよう検討する。
・平成 26 年度から、3 年生に対しては低学年を対象とした業者模擬試験を導入する。4 年生に対しては、夏期休暇を有効に活用できることを目的に、通常の模擬試験を繰り上げて早期に実施する。成績下位者および平成 24 年度・25 年度看護師および保健師国家試験不合格者への学習支援について検討する。
・学生相談室に加えて、その機能を補完するため、平成 26 年度から年中無休で 24 時間対応できる外部委託の学生相談を導入する（健康相談も可能）。
・研究科国際保健助産学専攻の実習時の宿泊場所について、安全が保持できる固定した場

所を検討する。

５．根拠資料

6－1　「学生生活・就職支援委員会規程」
6－2　「クラス担当内規」
6－3　『奨学金案内』
6－4　「日本赤十字看護大学特待生（授業料免除）規定」
6－5　『平成 25 年度奨学金案内（大学院生用)』
6－6　『看護学実習における感染予防対策』
6－7　『健康の記録』
6－8　「学生相談室利用案内」
6－9　『相談室だより』
6－10　『学生相談室での継続カウンセリングを始めるにあたって』
6－11　『大学院生のみなさまへ　学生相談室の利用について』
6－12　「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程」
6－13　『ハラスメント防止・相談の手引き』
6－14　『本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル』
6－15　『リサーチアシスタント制度運営要領（案)』
6－16　『キャリア支援ハンドブック』
6－17　『履修モデル』
6－18　『ソーシャルメディアガイドライン』

第７章　教育研究等環境

１．前年度から持ち越した目標

(1)教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

①教育研究等環境の整備に関する方針について検討する。

(2)十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

①施設・設備等の点検を継続し、不具合には迅速に対応する。

②学生のニーズを反映したキャンパス・アメニティの整備を継続する。

③節電や資源の無駄遣いの取り組みを継続する。

(3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

①資料データ検証：平成25年度月別の目標を作成して実行する。→赤十字学園の規程に則り、毎度末に蔵書点検を行い、1年ごとに紛失資料を点検する。

②資料公開のための大学リポジトリおよびアーカイブの構築→共有ファイル内にアーカイブファイルを作成し、特別講義の案内等、Eメール配信された学内発行物を保管していく。大学リポジトリのシステムを導入し、平成26年4月運用開始を目指す。

③武蔵野館所蔵図書整備→ラベル剥落・破損等の状態改善は、ルーティンワークの中で継続して行う。武蔵野館における重複資料の除籍は、平成25年度は300冊以上を行うものとする。

④利用者状況の検証と利用増を目指したサービスの改革→利用者数減少の分析のため、ホームページ上の図書館サイトへのアクセス数をカウントし表示する。意見箱設置等による利用者ニーズ把握を行う。学内者の利用増への働きかけとして、教員と学生有志による部会活動、図書館ガイダンスを行う。文献検索講習会の見直し、図書リクエスト方法の周知、図書到着時の掲示板による案内を検討する。平成25年9月までに館内貸出用PCを選定、図書館内貸出利用のためのマニュアルを作成し、利用開始する。

⑤他大学との相互利用の拡大：杏林大学医学図書館とは引き続き交渉を行い、協定を締結し相互利用を開始するほか、DNGL5大学での連携を検討する。

⑥広尾館・武蔵野館の資料の分類等統一：武蔵野館の今後の運営に関する見通しと合わせて再検討を行う。赤十字資料の分類方法は、史料室所蔵資料と合わせて検討する。

⑦史料室と図書館双方の所蔵史料の整備→所蔵資料を把握できるシステム構築を検討する。史料室所蔵史料の劣化防止のためのマイクロフィルム化を見据えて、マイクロフィルムリーダーの設置を検討する。

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

①競争的資金獲得のため今年度より始めた方策をさらに拡充する。具体的には、これにかかる様々な情報提供を迅速に行い、教員の研究環境をさらに充実させるために継続してHP および学内設備を整備する。

②学内の競争的資金である奨励研究費の応募数を増やすために、特に助手を含めた若手研究者の投稿を奨励すべく、各領域の教授、准教授は指導体制を強化する。

③研究環境の整備に関しては、現在、学内で支給されているパソコンの OS は、サーバー

のセキュリティ上の問題で Windows に限られている。実際には Macintosh を希望する教員もおり、研究者の希望する最善の研究環境を整える方策を検討する必要がある。

④学生の研究支援に関しては、卒業論文（研究Ⅱ）を PDF 化し、学生が HP 上で閲覧できるように HP を整備する。

⑤学会誌への投稿に向けた支援に関しては、採用のための具体的な方策を提供する研究 FD 等を実施し、学会誌への投稿に向けた支援を行う。

(5)研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

①研究参加同意撤回書の完全実施を行う。

②研究倫理に関する研修会を開催する。

③研究倫理審査を公正・厳格かつ迅速に行うために、申請書式・内容を検討する。

２．現状の説明

(1)教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

平成 17 年度の日本赤十字武蔵野短期大学との統合により、定員が 130 名と増加し、それに合わせて現在の広尾キャンパスを新築した。大学設置基準等に基づいて、十分な校地・校舎、施設・設備を確保しており、また、現在のところ新築・改築等の必要性はないと考えている。よって環境整備に関する方針は定めていない。

(2)十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

①校地

広尾キャンパスの校地面積は 15,864.15 ㎡、武蔵野キャンパスの校地面積は 13,825.91 ㎡である。大学設置基準（5,400 ㎡）に比べて十分な面積を有している。

②校舎

広尾キャンパスの校舎面積は 14,962.45 ㎡、武蔵野キャンパスの校舎面積は 4544.24 ㎡である。大学設置基準（5,652 ㎡）に比べて十分な面積を有している。

③講義室・演習室・学生自習室

広尾キャンパスの総数は 22、総面積は 3,090.6 ㎡、武蔵野キャンパスの総数は 13、総面積は 805.0 ㎡である。

④主要施設の概況

広尾キャンパス 1 号棟は、平成 19 年に竣工し、講義室、研究室、演習室、図書館等があり、延床面積 5,185.0 ㎡である。同 2 号棟は、平成 17 年竣工、講義室、研究室、演習室等があり、延床面積 9,777.5 ㎡である。

武蔵野キャンパス A 館は、昭和 51 年竣工、講義室、研究室、演習室、図書館等があり、延床面積 2,921.6 ㎡である。同 B 館は、平成 6 年竣工、講義室、研究室、演習室等があり、延床面積 1,622.7 ㎡である。同体育館は平成 13 年竣工、732.9 ㎡である。

学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模は表 7-1 のとおりである。

学部の学生用実験・実習室の面積・規模は表 7-2 のとおりである。

表 7-1　学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模

学部・研究科等	種別	室数	総面積 (㎡)A	収容人員 (総数)	学生総数 B	A/B	備考
広尾キャンパス	講義室	16	2,305.8	1,630	572	4.03	
看護学部	演習室	6	253.1	130	572	0.44	
武蔵野キャンパス	講義室	5	710.8	520	0	－	
看護学部	演習室	4	94.2	28	0	－	
研究科	学生自習室	2	510.4	75	95	5.37	院生室
共用	体育館	1	733.0	－	－	－	
	講堂	1	1,153.5	900	－	－	

表 7-2　学部の学生用実験・実習室の面積・規模

用途別室名	室数	総面積(㎡)	収容人員(総数)	収容人員１人当たり面積(㎡)
看護実習室	7	1,145.9	510	2.2
化学実験室	2	253.6	116	2.2
語学学習室	2	267.9	90	3.0
情報処理室	3	402.8	180	2.2
計	14	2,070.1	896	2.3

⑤キャンパス・アメニティ

広尾キャンパスの食堂と売店は、日本赤十字看護大学生活協同組合が運営し、長期休暇期間を除き営業している。食堂は、学生数の半数に近い 250 席を用意し、女子学生が多いことから食事量の調節がしやすいカフェテリア方式を採用している。売店はパン・おにぎり等の軽食のほか、文房具類、書籍、CD 等を市販より安く販売している。校舎内には、学生同士や教職員との歓談等に役立てるため、学生ラウンジを 1 階から 3 階までの各フロアに設け、合計 150 人分の椅子とテーブルが備え付けられている。それぞれのフロアには清涼飲料水の自販機も設置され、市販より安い値段で販売されている。学生ラウンジは昼食場所としても利用されている。

武蔵野キャンパスには学生寮があり、自宅からの通学が困難な学生に利用されている。1 階には学生食堂や浴室、更衣室、保健室等があり、2 階から 3 階までが居室である。各室は、ドアを入ると左右に 2 部屋に分かれ、それぞれの部屋を 2 人で利用している。

スポーツ施設として、広尾キャンパスには多目的ミニ運動場（テニス、バスケットボール、バレーボール、フットサル）があり、武蔵野キャンパスには体育館がある。クラブ活動や有志でのレクリエーション等に利用されている。

キャンパス内の清掃は、広尾・武蔵野キャンパスともに専門の業者に委託しており、毎日行き届いた清掃が行われ、学内美化が保たれている。

(3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

①平成 26 年度武蔵野館閉館の決定

武蔵野赤十字病院改築事業に伴い、武蔵野館は平成 26 年度末に閉館することとなった。

②資料の管理（資料 7-1）

武蔵野館の閉館確定により、資料データ検証等の作業計画を見直し、広尾館・武蔵野館の資料分類等の統一は行わないこととなった。

武蔵野館資料は広尾館に移管されるが、スペースの都合上利用度の低いものは処分せざるを得ず、平成 26 年度末に合わせて除籍を行うこととなる。このため、平成 25 年度に予定していた武蔵野館における重複資料の除籍作業は、作業効率から、平成 26 年度末に一斉に行うこととなった。また、武蔵野館所蔵図書のラベル剥落・破損等の状態改善は、貸出利用のあった資料についてのみルーティンワークの中で継続して行っている。

広尾館資料については、計画通りデータ検証を行い、蔵書点検は日本赤十字学園経理規程に則り点検時期を年度末に変更して実行した。

赤十字資料の分類方法検討は先送りとなった。

③サービス向上のための方策

平成 25 年度の利用状況は資料 7-2 のとおりである。

・学生部会 TBC の立ち上げ：図書館運営委員会では、図書館サービスの向上へ向けて利用者のニーズを把握すべく学生部会を立ち上げ、教員１名、学部・大学院修士課程および博士課程学生各 1 名による活動が開始された。Facebook の運用が開始されたほか、改善策が多数提案された。今後図書館への要望アンケート等が予定されている。

・図書館だよりの発行

・飲み物の持ち込み禁止規則の緩和：これまで館内飲食を不可としてきたが、ペットボトル等密閉できる容器に入った飲料のみ館内持ち込み可とルールを緩和した。利用者にとっては、水分補給のために館外へ移動する手間がなくなり利便性がアップした。

・文献検索講習会の広報および実施の工夫：受講者増のため、開催曜日を分ける、ホームページ「What’s new」欄へのお知らせ掲載と全学生へのメール配信の他、広尾キャンパスロビーに新たに設置した掲示板での広報などの工夫を行った。

・図書館サイトへのアクセス数カウント表示を検討したが、現在のホームページの仕様上不可とのことであった。

・業務用および利用者用 PC の入替と同時に、利用者用のプリンターが新規に設置された。

・保護者会寄付金により館内貸出用タブレットPCとキーボード各10台を整備し、サービスを開始した。

・マイクロフィルムリーダーについては、図書費等を充当して予定より早く購入した。

・平成 25 年 12 月より 8 週間、メディカルオンラインの無償トライアルを試みた。

④大学リポジトリの構築)

・紀要の廃止：平成 25 年 3 月発行の紀要 27 号を最終号とし、図書館運営委員会紀要部会が終了となった。今後の研究成果はリポジトリで公開していくものとし、リポジトリ設置準備委員会によるリポジトリ構築を検討した。

・大学リポジトリ・システムの導入：当初は NII の共同リポジトリに参加を予定していたが、リポジトリ設置準備委員会で検討の結果、リポジトリを含め様々なデータベースが作成できるインフォコム社のデジタルアーカイブ・システムを導入した。特別講義の案内等、E メール配信された学内発行物についても、今後リポジトリ・システムによる保存と管理が行える。また、史料室と図書館双方の所蔵史料を把握できるデータベース構築の可能性も検討された。

⑤他大学図書館との相互協力

・他大学図書館との相互利用協定：平成 24 年度から相互利用提携の呼びかけを行っていた

杏林大学医学図書館と協定を締結し、認定コース研修生や武蔵野キャンパスで実習中の学生にとっては、利用できる文献の幅が広がった。

・DNGL5 大学の図書館連携：本学においては本学大学院生と同等の利用ができるよう体制を整えた。

⑥その他

・特別支援学校の就職支援活動に協力し、夏季 3 週間インターンシップを受け入れた。

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

平成 24 年度から新カリキュラムの運用が始まり、学生にとっては自己学習を促進できる主体的で多様なカリキュラム構成になっただけでなく、選択科目の幅が広がったことで専門・教養両分野での幅広い学習が可能となった（資料 7-3)。主な特徴としては、4 年次前期の必修科目「研究Ｉ」を看護系・基礎教養系教員全員で分担し、指導を行っていることが挙げられる。基礎・教養系教員の専門分野は、医学、心理学、統計学、宗教学、言語学等多岐にわたっており、学生は看護だけでなくより学際的な観点からの研究が可能となっている。また、今年度は統一教科書を廃止し、将来の看護研究を見据えた初年度教育の内容となっている（資料 7-4)。

平成 25 年度の学生総数は学部 588 名、研究科 110 名，科目等履修生（学部）2 名，科目等履修生（研究科）5 名、研究科研究生 6 名、計 711 名である。パソコンの台数は、第一情報処理室（96 台)、第二情報処理室（34 台）LL 教室（40 台）で、卒論提出の繁忙期（12 月）においても学生に大きな不都合が起こっていないことからも十分な台数を整備していると言える。また、全てのパソコンには優良統計ソフトを完備し、授業等での効果的な学習の促進を図っている。これに加え、学内無線 LAN が整備されている。具体的には、図書館、学生ラウンジ１階と３階、および大学院生室にアクセスポイントを設け、一箇所あたり 20 台のアクセスが可能になっている。また、大学 HP の学生専用ページから学内 LAN にアクセスが可能となっており、学生は学外からでも必要な情報を得ることが可能である。

また、図書館にタブレット式パソコンとキーボードを 10 台ずつ配備し、貸し出しを開始した。これによって、図書館で文献を検索しながら直接図書を探したり、レポートや論文を書いたりすることが可能になった。

②教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

残念ながら、教員の経常研究費は前年比微減である（資料 7-5)。そこで研究支援委員会では、外部の競争的資金獲得のための方策、設備、環境を整えることに注力しいくつかの方策を実施した。具体的には、本学教員が獲得可能性のある外部の競争的資金の一覧を作成し、応募に必要な情報と共に本学 HP の教職員専用ページからアクセスできるよう HP を拡充した（資料 7-3)。また構内の空きスペースを有効活用し、外部資金獲得のための資料を集めたコーナーを常設している。

講師以上の専任教員には 1 人 1 室が与えられ、パソコン、机、PC プリンター、キャビネット、衣服用ロッカー、ゴミ箱が支給されている。

③その他

昨年度に引き続き「研究 FD」として外部講師を招き、研究論文投稿のための FD を 11 月

に実施した。また、今年度より「特定長期研修制度」として、国内外を問わず 3 か月以内の自主研究活動支援を実施し、2 名の教員がこれを活用した。

教員の学内での研究活動・交流を活発化するために、研究成果報告会を開催した。発表者は奨励研究費助成を受けた者等とし、口頭発表およびポスター発表の 2 形式で実施した。

(5)研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学の教職員や学生が研究倫理を遵守して研究活動を行うために、学内規程として、研究倫理審査委員会規程（資料 7-6）、研究倫理審査委員会運用細則（資料 7-7）、研究・調査依頼内規（資料 7-8）を整備している（いずれも平成 17 年制定）。

研究倫理に関する学内審査機関としては、研究倫理審査委員会が設置されている。委員会は、毎月開催され、申請された研究計画書等に基づいて倫理的問題がないか審査を行い、必要に応じて修正を求め、問題がなければ承認している。平成 25 年度の審査件数は 114 件（教員 29 件、大学院博士課程 14 件、同修士課程 50 件、学部生 20 件、研究生 1 件、学外者 0 件）であった。

平成 24 年度後半、研究倫理審査委員会で研究参加同意撤回書の様式を作成し、試験的に運用を開始した。そして、平成 25 年度から完全な実施を開始した。

平成 25 年度から、全教員と全大学院生を対象に研究倫理講習会を開催し、受講者には受講証明書（3 年間有効）を発行した。今後、研究倫理申請用紙に受講証明書の受講番号を明記することが求められる。なお、平成 26 年度以降は、新任教員や大学院新入生を対象に同様の講習会を開催し、受講者に証明書を発行する予定である。

平成 25 年度後半から、研究倫理審査を公正・厳格かつ迅速に行うために、申請書式・内容の検討を行い、新しい申請用紙が完成した。平成 26 年度から運用を開始する予定である。また、研究倫理審査申請書（研究計画書・添付資料等）のモデル・ファイルの検討を行い、平成 26 年度中に完成させ運用を開始する予定である。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

・業者に委託して施設・設備等の点検を継続し、不具合には迅速に対応した。

・視聴覚教室および第 2 情報処理室の情報機器の入れ替えを行った。

・学生のニーズをもとに、一部の教室で昼食をとることを可能とした。

・節電の継続や紙資源の無駄遣い（コピーや PC 印刷等）防止に関する広報を行った。

【図書館】

・利用者サービスが充実した（特に学生の意見を取り入れた改善と機器の充実）。

・デジタルアーカイブリポジトリ・システムの導入により、研究教育の成果や本学が所蔵する歴史史料などの公開が進む可能性が広がった。

・相互協力提携図書館が増加した。

【教育研究等支援環境】

・今年度行った競争的資金獲得のための方策は、新規獲得件数は前年度と同数（7 件）であ

ったが、獲得した補助金の総額は、前年度比で 8,320,000 円のプラスとなっていることからも一定の効果があったと思われる（資料 7-9）。
・図書館での PC の貸し出しなど、研究支援のための IT 環境の整備が進んだ。
・大学リポジトリの構築を行い、来年度より博士論文、教員の教育研究成果などをデータベース化して公表できるように、システム作りを進めることで本学の研究の促進を図った。
【研究倫理】
・研究倫理においては対象者の人権を守ることが大切であり、研究機関としての大学の社会的責任を果たすためにも公正・厳格で迅速な審査を行っている。審査委員 3 名で 1 チームを編成しきめ細かなチェックを行い、教育的観点からの指導アドバイスを申請者に返している。このことが若手教員や大学院生の研究指導の一環ともなっている。これまで承認した研究が対象者に対して倫理的問題を起こしたことはない。
・平成 25 年度に初めて開催した研究倫理講習会は受講者から高い評価を得た（資料 7-10）。

②改善すべき事項
【図書館】
・資料原簿および目録データ検証作業において、平成 26 年度末の武蔵野館閉館の決定により、作業計画を変更した。
【教育研究等支援環境】
・奨励研究費への応募数は、前年比で 2 件減少した（資料 7-11）。
【研究倫理】
・研究倫理審査委員会に外部委員がいない。
・審査結果をホームページ等で公開していない。

４．次年度に向けた発展方策
①効果が上がっている事項
【施設・設備】
・施設・設備等の点検を継続し、不具合には迅速に対応する。
・学生のニーズを反映したキャンパス・アメニティの整備を継続する。
・節電や資源の無駄遣いの取り組みを継続する。
【図書館】
・学生部会からの要望を積極的に取り入れる。特にスペースの利用方法やインテリア等を工夫し、館内環境の快適化をはかる。
・リポジトリへのコンテンツ登録数を増やし、多くの研究成果を公表する。
【教育研究等支援環境】
・競争的資金獲得のため今年度より始めた方策をさらに拡充する。具体的には、これにかかる様々な情報提供を迅速に行い、教員の研究環境をさらに充実させるために継続して HP および学内設備を整備する。
・学生の研究支援に関しては、来年度、卒業論文（「研究Ⅱ」）を PDF 化し、学生が HP 上で閲覧できるように HP を整備した（26 年度 5 月にアップ予定）。今後も継続して HP の内容

を拡充していく。
・学会誌への投稿に向けた支援に関しては、採用のための具体的な方策を提供する研究 FD 等を実施し、学会誌への投稿に向けた支援を行った。今年度は 1 回の開催だったが、今後は回数を増やす等の拡充策を検討していく。
・教員の研究活動・交流をさらに進めるため、次年度はフロンテイアセンターの活動と連携し、ケアリングフロンテイア広尾のリサーチ・フェスタと共催し、研究発表の場を設ける。

【研究倫理】
・これまで通り、公正・厳格で迅速な審査、研究倫理講習会の受講義務化を継続する。

②改善すべき事項

【図書館】
・武蔵野館の閉館準備作業：広尾館へ移管する資料の選定と移管・除籍作業。
・現在の『図書館利用細則』を『図書館利用規程』として整理し、別途、「機器及び施設の利用」等の項目に対し、より細かい利用細則を作成する。
・ケアリングフロンティア広尾の立ち上げとともに、図書館の利用および催しの企画などの検討を今後行っていく。
・「メディカルオンライン」等の日本語論文データベースの導入の可能性を探る。

【教育研究等支援環境】
・学内の競争的資金である奨励研究費の応募数を増やすために、特に助手を含めた若手研究者の投稿を奨励すべく、各領域の教授、准教授は指導体制を強化する。
・研究環境の整備に関しては、現在、学内で支給されているパソコンの OS は、サーバーのセキュリティ上の問題で Windows に限られており、Macintosh も使用可能な研究環境が望まれる。現状では、資金面でこれを実現することは難しいが、継続して検討していく。

【研究倫理】
・「臨床研究に関する倫理指針」等に基づいて、研究倫理審査委員会の外部委員導入と審査結果のホームページ等での公開に向けて検討を行い、規程等の見直しを行う。

５．根拠資料

7-1　平成 25(2013)年度図書館資料統計
7-2　平成 25(2013)年度図書館利用統計
7-3　大学ホームページ（http://www.redcross.ac.jp）
7-4　平成 25 年度シラバス
7-5　平成 24 年度・25 年度　研究費配分
7-6　研究倫理審査委員会規程
7-7　研究倫理審査委員会運用細則
7-8　研究・調査依頼内規
7-9　平成 24 年度・25 年度　科研内定一覧
7-10　平成 25 年度研究倫理講習会参加者アンケート集計結果
7-11　平成 24 年度・25 年度　奨励研究費申請一覧

第８章　社会連携・社会貢献

１．前年度から持ち越した目標

(1)社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

①社会との連携・協力に関する方針について検討する。

(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【地域連携】

①公開講座、ホームカミング・デーとも、内容についての参加者の満足度は高いので、引き続き、参加者のニーズに答える内容の企画を行っていく。

②地域連携委員会規程を制定し、その中に地域連携の目的・方針の規定を盛り込む。

③公開講座は、引き続き外部講師による大規模の講演会を1回、学内講師による比較的小規模の講演会を2回、全体として計3回を開催し、地域社会への大学の知の還元を目指す。

④ホームカミング・デーは、周知方法にソーシャルネットサービスなどを導入するなどの改善を行い、参加者数の増加をめざしていく。

【国際交流】

①タイ赤十字看護大学との交換協定の締結を推進する。

②海外講師等の講演会を継続実施する。

③研究活動や教育活動等を通じて、海外とのネットワークを拡大することを促進する。

【フロンティアセンター】

①研究・実践リンク部門では「ケアリング・フロンテイア広尾」における諸プロジェクト活動を展開し、運用も含めて評価する。

②災害看護部門では、引き続き、浪江町住民を対象にした健康調査を行い、アンケート結果の分析を踏まえて具体的な支援方法について検討する。

③フロンテイアセミナー部門では、より本センターが蓄積してきたノウハウや人的、研究的資源を基盤に企画、運営する。

④認定教育課程では、平成27年度以降の認定看護師教育課程の存続について検討する。

２．現状の説明

(1)社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

【地域連携】

公開講座の目的（方針）に関しては、学則・第40条で「学長は、一般公衆の保健福祉看護に関する知識の向上を図るため、公開講座を開設することができる」（資料8-1）と規定している。日本赤十字看護大学公開講座委員会規程の名称および内容を変更した上で平成24年4月1日から施行され、①市民向けに公開講座を開催し、地域社会に大学で蓄積した知の還元を図ること、②卒業生・修了生を対象としたシンポジウム（ホームカミングデー）を開催し、卒業生、修了生、同窓生との連携を強めること、③他施設機関への研究支援に関する調整を行うこと、④地域連携および貢献活動に関する事項を審議し企画・実施している（資料8-2）。

【国際交流】

平成9年度には米国コロラド大学、平成19年度にスウェーデン赤十字大学と平成25年度にはタイ赤十字看護大学と「看護教育及び研究・開発に関する覚書」を締結し、学生研修、交換学生制度や教員の隔年派遣、研究協力等による国際交流を行っている。また、JICA海外研修員研修の受入やタイ政府看護教育者視察を受入、積極的に国際交流を行っている。

【フロンティアセンター】

（第2章の教育研究組織を参照のこと。）

(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【地域連携】

①公開講座の実施

平成25年度は、外部講師と本学教員による3回の公開講座を行った。

第１回は、6月27日にノンフィクション作家・評論家の柳田邦男氏を講師に迎え「喪失と再生―悲しみから生きなおす力 これからのグリーフ・ケア」をテーマとして開催し、357名の参加者があった。広報は、交通機関、病院、福祉施設等へのポスター・チラシの配布、渋谷区の広報誌への掲載、新聞への掲載、従来の受講者へのダイレクトメール、本学のホームページ等を通して行った。参加費は無料とした。参加者へのアンケート調査では、受講者の約8割は女性で、20代～80代以上と幅広い年代･職業の参加者があったが､60代～70代が全体の6割を占めていた。受講者の約7割が過去に本学の公開講座に参加したことがあり、大半が本学からの案内状から情報を得て参加していた。公開講座の内容に対する評価は、「非常に良い」と「やや良い」が74.3%であった。自由記載では、「3．11で被災したり大切な人をなくした方々に直接関わった講師の貴重な体験を土台にした貴重な講演だった」「グリーフ・ケアにおける言葉の意味を考えさせられた」「講師の言葉一つひとつに感動した」などの意見が寄せられた。

第2回「老いることへの可能性」(7/30)、第3回「病とともに生きる」(9/4)は、本学教員を講師として開催し、それぞれ31名、26名の参加があり、「大学教員による講義が新鮮だった」「健康や老いについての概念の見直しになった」等、好評であった。

また次年度からは、これまでは「後援」だった渋谷区と、「共催」で行うこととなり、特に広報の面での協力・連携を取れることとなった。

②卒業生・修了生向けのシンポジウム（ホームカミング・デー）

平成 25 年度のホームカミング・デーは、大学祭と合わせた日程で、6 月 8 日（土）に、「活動の場を拡げる－臨床で培った力を生かして－」をテーマに行った。シンポジストは、運動療法士の資格を取得し健康教室等で健康増進教育に貢献している卒業生 1 名、養護教諭として働く卒業生 1 名、修士課程修了後、臨床現場で働く 1 名の修了生の計 3 名であった。広報は、例年同様、ハガキ、ホームページ、電子メールでの参加を呼びかけに加え、Facebook を活用して参加者を募集した。参加者は 70 名（卒業生・修了生 38 名、在学生 3 名、退職者・教職員 29 名）であった。

【国際交流】

既存の海外交換協定大学との交流の他、災害看護教育拠点形成プロジェクト参加国であるタイ、インドネシア、バングラデシュとのネットワークを活かして教職員や学生の交流を行った。また、それら海外講師等の講演会や国際交流活動の様子を、ホームページを通じて内外へ発信した。

【フロンティアセンター】

研究・実践リンク部門では、広尾地区にある日本赤十字看護大学と日本赤十字社医療センターと日本赤十字社総合福祉センターとが連携し、研究教育と実践がリンクして広尾地区全体に寄与するようなシステム（「ケアリング・フロンティア広尾」）を発足させ 2 年を迎え、会議を 3 回開催した。平成 25 年 7 月には「赤十字リサーチフェスタ」を開催した。また平成 25 年度中に 7 つのプロジェクトが立ち上げられた。各プロジェクトで、経費を要するものは赤十字学園の研究助成金等に申請し運営資金を獲得している。新人看護師をサポートする会は、6 月初旬のホームカミングデーと共催し、本学卒業生の新人看護師の支援を行った。

災害看護部門では日本赤十字社と日本赤十字看護大学の共同事業で、いわき市在住の浪江町住民を対象にした健康調査を行い、活動拠点として「日赤なみえ保健室」を開所した。本活動に対しては、平成 25 年 10 月からは浪江市からの補助金も交付された。武蔵野地域防災活動ネットワークは 10 年目を迎え、年間 10 回の住民参加の地域防災プログラムを実施した。また、本学教職員の災害看護に関する活動実績についてもとりまとめた。

フロンテイアセミナー部門では、3 月にフロンテイアセミナーを開催した。

認定教育課程では、平成 25 年 11 月に 3 コース 86 名が修了した。平成 26 年度をもって認定看護師教育課程を休止することを決定した。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

【地域連携】

・平成25年度の公開講座は、外部講師を迎えての講演と本学教員による講義による組み立てとし計3回行った。受講者の満足度も高く、内容としては参加者のニーズに即した内容だったと思われる（資料8-3）。

【国際交流】

・国際交流委員会主催による海外講師の講演会を今年度も継続して実施できた。その他、DNGL関連で海外講師による講演会を新規に開催することができた。
・スウェーデン赤十字大学に加え、新規にタイ赤十字看護大学との交換協定を進めていく方針がまとまり、協定書締結を行うことができた（資料8-4）。さらに今年度は、スイス国ラ・ソース大学との交換協定を進めていく準備を行うことができた（資料8-5）。
・研究等を通して、既存のネットワーク以外にも海外とのネットワークを広げていく支援を継続して実施できた。

【フロンティアセンター】

・研究・実践リンク部門では、ケアリング・フロンテイア広尾のプロジェクトが始まり、軌道にのった。新人看護師をサポートする会は、ホームカミングデーと共催し、盛況であった。大学全体の事業数、運営体制を考え併せ、今後もホームカミングデーとの共催が現実かつ効率的である（資料 8-6）。
・災害看護部門の活動のうち、浪江町健康調査支援については、浪江市からの補助金を得て、継続的に支援活動を展開していくこととなっている。武蔵野地域防災活動ネットワークについては、地域への貢献度が高い活動として継続していく（資料 8-7）。

・フロンテイアセミナー部門は、台風により 10 月開催を延期としたため、参加者数が若干減ったが、盛況に終わった（資料 8-7）。
・認定教育課程では、平成 25 年 5 月に実施された第 21 回認定看護師認定審査に本センター修了生 126 名が受験し、122 名が合格した。3 コースともに受験者が減少しており、2 次募集によって定員を確保している現状を踏まえ、休止とする措置がとられた（資料 8-7）。

②改善すべき事項

【地域連携】
・社会との連携・協力に関する本学の基本方針を定める必要がある。
・公開講座は、一定の参加者が確保されているが、さらに広報活動や、回数などを検討する必要がある。
・ホームカミング・デーは、卒業生、修了生の参加者が減少しているので、卒業生・修了生への広報活動をより強化していく必要がある。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【地域連携】
・公開講座は、参加者のニーズに即した展開なので、来年度も、引き続き外部講師による大規模の講演会を1回、学内講師による比較的小規模の講演会を3回、全体として計4回と拡大していく方向である。

【国際交流】
・スイスのラ・ソース大学との交換協定の締結を推進する。
・海外講師等の講演会を継続実施する。
・研究活動や教育活動等を通じて、海外とのネットワーク拡大促進を継続する。

【フロンティアセンター】
・研究・実践リンク部門では、「ケアリング・フロンティア広尾」における諸プロジェクト活動をさらに展開し、評価する。
・災害看護部門では、引き続き浪江町住民を対象にした支援活動を行う。武蔵野地域防災活動ネットワークについては継続していくが、武蔵野キャンパス工事に伴う資材の保管、活動拠点について検討することが課題である。
・フロンテイアセミナー部門では、平成 25 年度の開催テーマを土台に企画、運営する。
・認定教育課程では、平成 26 年度をもって休止することになったため、単位認定ができず未修了となった者が出た場合には次年度以降の受皿がないため、開講中に全員が修了できるよう取り組む。

②改善すべき事項

【地域連携】
・社会との連令・協力に関する本学の基本方針を検討する。
・ホームカミング・デーは、周知方法にソーシャルネットサービスなどを導入するなどの改善を行ったが、参加者数の増加には繋がらなかった。テーマ設定の難しさや同窓会との連携など、ホームカミング・デー実施に至った当初と状況が大きく変わってきていることから、開催の時

期や方法などを見直す必要がある。

・公開講座は、高齢者向けの生涯学習事業として位置づけ、ポスター・チラシ等に明記する（私立大学等総合支援事業タイプ２項目⑰「高齢者の学び直しの観点から高齢者向けの生涯学習事業に位置づけられているか」という点に該当する）。また、現在は、渋谷区からの後援を得ているが、それを「共催」とし、行政からも広報活動のバックアップを得て、より広く住民に広報活動を展開していく。

・既存の学部授業や演習、公開講座等の組み合わせによって単位を換算し、社会人を対象とした、「大学における履修証明プログラム」の可能性について検討していく。

【国際交流】

・ホームページやFacebook等を通じて国際交流の成果を社会により積極的に発信していく。

５．根拠資料

8-1　日本赤十字看護大学学則

8-2　日本赤十字看護大学地域連携委員会規程

8-3　平成 25 年度公開講座参加者アンケート

8-4　タイ赤十字大学との「看護教育及び研究・開発に関する覚書」

8-5　ラ・スース大学との「看護教育及び研究・開発に関する覚書（案）」

8-6　平成 24 年度ホームカミング・デー参加者アンケート

8-7　看護実践・研究・教育フロンティアセンター〈平成 25 年度実績報告書〉

第９章　管理運営・財務

第１節　管理運営

１．前年度から持ち越した目標

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

①管理運営方針について検討する。

(2)明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

①事務職員の採用・昇格等に関する規程が整備されていない。

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

①処遇改善や意欲・資質の向上のための対策を行う。

(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

①外部の研修会・講習会への職員の参加を進めるとともに、職員の学内研修を実施する。

②FD・SD 委員会から事務局に SD の実施体制の検討を始めるよう要請する。

２．現状の説明

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

①中・長期的な管理運営方針と策定と大学構成員への周知

日本赤十字学園法人本部では、学園設置大学・短期大学ごとに単年度の事業計画の作成、事業実施報告、学園の基準項目内での平成 21 年度から 5 カ年計画の学園運営中期実施計画を策定した。本年度は中期計画の最終年度にあたり、計画・実施内容の見直し、軌道修正等を全教職員に告知し、意見を取り入れた新たな計画を策定し実行へと移している。

さらに､経営会議では上記計画とは別に大学中･長期的計画を 11 項目たて協議している。

②意思決定プロセスの明確化

大学運営上での様々な諸課題については、委員会（常設・臨時・学長諮問）で審議され、教授会（学部）・研究科委員会（大学院）に諮ることになっている。

各委員会で検討した課題のうち、特に教育・研究・経営的な面においては経営会議において協議される。課題を大学運営の方向性や全体性と照合することによって、その内容を吟味するためでもある。

このように、委員会から経営会議を経て、教授会・研究科委員会で決定するボトムアップの流れ、そして学長の方針をトップダウンにより経営会議を通して教職員に周知する流れの双方向により、コンセンサスの十分な機能を図っている。

③教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明文化

本学における教学に関わる権限は、教授会・研究科委員会であるが、大学で決定した内容で、学則変更等の事柄は常務理事会・理事会の承認または諒承が必要である。そのことは、私立学校法、本学園寄附行為等に明文化され、業務に則り理事会が行っているためである（資料 9-1-1、資料 9-1-2)。

④教授会の権限と責任の明確化

学部教授会（以下「教授会」とする）は，日本赤十字看護大学学則第 7 条に基づいて、学長、教授をもって構成する。教員人事に係る審議を除き、通常は准教授および講師を加えて運営している。定例では 8 月を除く毎月 1 回第 2 木曜日に開催し、学部の研究・教育の管理・運営に関する事項を審議する。入学者選抜試験の合否判定および卒業要件の認定等に係る審議のために臨時開催を行っている。教授会には日本赤十字看護大学教授会規程に基づいて幹事（職員）を置いている。

審議事項は以下のとおりである。

・教育、研究に関する事項
・教員人事に関する事項
・学科目の編成に関する事項
・学生の単位修得に関する事項
・学生の入学、退学、休学、転学および卒業認定に関する事項
・学生の諸活動および生活指導に関する事項
・学生の賞罰に関する事項
・学則の改正に関する事項
・学内教育施設に関する事項
・教育研究活動の自己点検と評価に関する事項
・その他学長が必要と認める事項

教授会は、教育方針、教育内容等全般について審議するほか、学内将来構想委員会や経営会議等において先議された議題について審議する最終的な機関としての役割を担っている。

教員の新規採用および昇格などの人事に係る事項に限り、学長、教授をもって構成する正教授会で審議する。この場合、日本赤十字看護大学教員選考規程に基づき、申請のあった人事について、正教授会で選出された委員で組織される選考委員会に審査を付託し、同委員会が候補者について厳正に審査し、作成した案を正教授会で審議し、その結果を教授会に報告している。

(2)明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

①関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学内における諸規程の制定・改廃は、経営会議・教授会の議を経ている。その規程は学内教職員が閲覧できるよう、学内ネットワーク内に掲載し、さらに規程集として配付している。

②学長、学部長・研究科長の権限と責任の明確化

本学は、学部は 1 学部 1 学科、そして大学院は 1 研究科 2 専攻を有し、学長のもとに学部長および研究科長を置いている。

教授会と学長との関係は、学長が教授会を主宰し、教授会での決定事項の最終決裁を行うという関係である。学部教授会は、学長は、本学の理念・目的を実現するために、本学のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を明確にし、教授会に発議する。

学部長および研究科長は、本学の理念・目的を実現するために、学長を補佐するととも

に、学部および研究科の教学に関する事項ならびに学部および研究科教員人事を分掌し、学部のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を学長とともに協議する。

③学長選考および学部長・研究科長の選考方法の適切性

学長の選考に際して、「日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程」（資料9-1-3）に基づき、学園が設置する学長候補者選考委員会にもとで審議され、理事長が選出結果を踏まえて、候補者を理事会の同意を得て任用する。

学長は、人格が高潔で学識に優れ、赤十字の人道理念を理解し、かつ、大学運営に識見を有し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力がある人物として選考基準として明記されている。

学部長および研究科長等は、「学部長候補者選考規程」（資料 9-1-4）および「研究科長候補者選考規程」（資料 9-1-5）に基づき学内で選出される。

よって、学長選考および学部長・研究科長の選考法の適切性は保たれている。

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

①事務組織の構成と人員配置の適切性

本学の事務組織構成は総務課（総務係、人事係）、経理課（経理係、管財係）、学務課（教務係、学生係、入試・広報係）、図書館課、武蔵野キャンパス事務課（事務係、管財係）である。しかしながら、各課や係の規定数がないので、教員の定数化と機を一にして取り組む必要がある。

②事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

平成25年度は、事務機能の改善をテーマとしたSDを実施した。しかしながら、事務全体として事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策は講じていない。

各課・係において改善・業務内容については適宜見直しをはかり、効率的業務への推進を行っている。

③職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

本学事務組織において、採用・昇格等に関する諸規程がない。

(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

①人事考課に基づく適正な業務評価と処遇とのリンク

「学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」（資料 9-1-6）に基づき、毎年自己評価・直属上司による勤務・業務評価を行っている。ただし、厳しい財政状況から処遇とのリンクは実施されていない。

②スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

事務局の職員研修に関して、平成 25 年度は 4 月に研修日程が定められ、FD・SD 委員会に報告された（資料 9-1-7）。これには、学内の研修会のほかに、学校法人日本赤十字学園、日本私立大学協会等の各種研修会が組み込まれた。学内の SD 研修としては、8 月に「大学を考える PART1－ステークホルダー等からみた本学のメリット・デメリット－」が開催され、正職員 18 名と嘱託職員 2 名の計 20 名が参加した。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

・学内および学外の研修会を利用したSDを毎年実施しており、参加職員の満足度も高い（資料9-1-8）。

②改善すべき事項

・事務職員の採用・昇格等に関する規程が整備されていない。
・教学や国際交流、経理、情報システム等の専門分化に対応するために、より専門性の高い研修に参加することが必要である。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・外部の研修参加を職員に奨励するとともに、参加しやすい学内のSD研修を充実させる。

②改善すべき事項

・平成27年度に事務組織体制及び定員数を確定することから、平成26年度に組織体制全体から事務職員の採用・昇格等にも含め検証していく。また、処遇改善や意欲・資質の向上を図る対策をとる。
・FD･SDポリシー・マップのSD関連項目に関して、より具体的な計画案を策定する。

５．根拠資料

9-1-1　学校法人日本赤十字学園寄附行為
9-1-2　学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程
9-1-3　学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程
9-1-4　看護学部長候補者選考規程
9-1-5　看護学研究科長選考候補者規程
9-1-6　学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱
9-1-7　平成25年度事務局研修日程
9-1-8　研修参加職員アンケート結果

第２節　財務

１．前年度から持ち越した目標

(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

①科学研究費補助金等の競争的外部資金の確保に向けたさらなる働きかけを行う。
②国庫補助金の増額に向けた政策対応を行う。
③寄付金確保に結びつく対策を行う。

(2)予算編成および予算執行は適切に行っているか。

①予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを確立する。

②教職員の原価意識の熟成を図る。

２．現状の説明

(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

平成 25 年度決算では、帰属収入に対する学生生徒等納付金収入の割合は 69.7%（前年度 67%）であり、財政基盤上の最大の収入となっている。次いで、国庫補助金収入、事業収入、手数料収入となっている。消費支出は、人件費、教育研究経費、管理経費となっている。教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための制度・仕組みについて、本学では、予算委員会を中心に、学内計画に基づく財政計画による予算編成およびその適切な執行、事業展開を行なうことで教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図っている（資料 9-2-1）。

(2)予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学の予算編成・予算内容周知のプロセスは、次のとおりである。

①予算編成の基本方針の提示（11 月）
②学生数および教員数等に基づく経常予算の配分額決定（11 月）
③予算申請書類提出（11 月～12 月）
④予算調整・ヒアリング（12 月）（学部長、事務局長、予算申請責任者）
⑤予算会議開催（12 月～1 月）
⑥予算の概要説明書・資金収支予算書・消費収支予算書（1 月）
⑦学校法人日本赤十字学園への予算案および事業計画の提出（1 月）
⑧学校法人日本赤十字学園理事会による審議および承認（3 月）
⑨予算決定通知（予算申請単位宛）（4 月）
⑩予算内容の周知（4 月）
⑪各部門・所管予算執行（4 月）

予算申請は、学校法人会計基準に基づき行っている。また各部門においては目的分類を用いて、事業内容別予算額を把握できるようにしている。なお、使用申請時には教員別・研究課題別など、細分化した使用申請を実施しており、予算の適正管理に努めている。予算執行は、学校法人日本赤十字学園経理規程（以下「経理規程」という）等に基づき実施している。

固定資産の取得および物品の購入については、経理規程において担当主管課、調達請求の方法（手続）、調達決裁の専決範囲区分、発注および契約の方法、検収および支払いの方法を定め、適正な執行に努めている。

以上の手続きを経て実施された予算の執行額は、各部門において管理され、次年度以降の予算編成に活用している。

しかしながら、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況について、現状においてそのような仕組みは整備されていない。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

・科学研究費補助金等の競争的外部資金を継続して確保する。

②改善すべき事項

・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを確立する。
・国庫補助金の増額に向けた政策対応を行う。
・寄付金確保に結びつく対策を行う。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・科学研究費補助金等の競争的外部資金の確保に向けたさらなる働きかけを行う。

②改善すべき事項

・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを確立する。
・国庫補助金の増額に向けた政策対応を行う。
・寄付金確保に結びつく対策を行う。
・教職員の原価意識の熟成を図る。

５．根拠資料

資料 9-2-1　学園ホームページ「財務公開」
http://www.redcross.ac.jp/disclosure/financial.html

第 10 章　内部質保証

１．前年度から持ち越した目標

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

①今後は、大学情報のホームページでの公開をより一層推進する。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

①年度初めの教授会において、各委員会等が前年度の PDCA サイクルの概要を報告する。

(3)内部質保証システムを適切に機能させているか。

①学外者が自己点検・評価に参加することを検討する。

２．現状の説明

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、学則および大学院学則第 2 条に規定する自己点検・評価を行うために、大学評価規程（資料 10-1）を制定し、学長の下に大学評価委員会を設置している。同委員会には、大学評価実施委員会および大学評価報告書編集委員会が置かれ、毎年、自己点検・評価報告書（年報）を発行することになっている。年報は日本赤十字社関係機関、看護系大学等に配布されるほか、その PDF ファイルは本学ホームページで公開されている(資料 10-2)。平成 25 年度は、大学基準協会の最新の評価項目に基づいて平成 24 年度の自己点検・評価を行い、その結果を年報にまとめて 12 月に発行した（ホームページでも公開した)。

情報公開に関しては、日本赤十字学園情報公開に関する実施要領、同情報公開に係わる事務取扱要領を整備し対応している（資料 10-3)。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

平成 25 年度は、6 月に大学評価実施委員会を開催し、平成 24 年度の自己点検・評価の報告および平成 25 年度の活動方針・計画について検討を行った。これは上記の前年度から持ち越した目標にある「年度初めの教授会において、各委員会等が前年度の PDCA サイクルの概要を報告する」ために実施したもので、当初構想した教授会ではなく、各委員会等の委員長をメンバーとした会議での報告になった。今後もこの PDCA サイクル確立のためのシステムを継続的に機能させる。また、同会議において、大学基準協会による認証評価を平成 27 年度に受けるための準備を開始することを決定し、10 月の会議において申請のスケジュールを検討した。

本学では、教職員のコンプライアンス意識の向上を図るために、職員就業規則および日本赤十字学園職員倫理規程、同ハラスメント防止規程、同個人情報保護規程等を整備している（資料 10-4)。

(3)内部質保証システムを適切に機能させているか。

組織レベルでのシステムに関しては、平成 24 年度以降、PDCA サイクルの確立を各委員会・

事務局各部署に求め、年報（自己点検・評価報告書）をまとめてきた。平成25年度は、上述したように、年度始めに各委員会・事務局各部署の活動目標を大学評価実施委員会に報告するというシステムを導入した。また、年度内に 4 回の将来構想推進協議会を開催し、第 2 次日本赤十字学園中期計画（平成 26 年度から平成 30 年度）の方針や重点目標等について検討を行った（資料10-5)。今後の各委員会等の活動計画に反映する予定である。個人レベルでは、教員の場合、勤務評価表（教育、研究、学内業務、社会貢献・その他の項目に対する5段階評価)を年度末に提出し､個人のPDCAサイクルの動機づけに役立てている。

教育研究活動のデータベース化については、年度末に教員業績表を提出し、それを大学の共有フォルダに保存している。

前年度から持ち越した目標である毎年の自己点検・評価を実施するにあたり学外者の意見を反映するシステムについては検討中である。

平成21年度の大学基準協会による大学評価（認証評価）の指摘事項（助言）に対しては、平成25年7月までに改善報告書を提出した。

３．点検・評価

①効果が上がっている事項

・年報（自己点検・評価報告書）の関係機関への送付およびホームページ公開により社会に対する説明責任を果たしている。

②改善すべき事項

・PDCAサイクルに基づく自己点検・評価のシステムを教職員により一層周知させる。
・自己点検・評価に学外者の意見を反映させることを検討する。

４．次年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・大学評価実施委員会において各委員会等がPDCAサイクルの概要を報告するシステムを発展させ、第 2 次日本赤十字学園中期計画（平成 26 年度から平成 30 年度）と関連付けた大学改革を前進させる。

②改善すべき事項

・学外者が自己点検・評価に参加することを検討する。

５．根拠資料

10-1　大学評価規程
10-2　年報PDF（本学ホームページの情報公開＞大学評価＞年報のページ)
10-3　日本赤十字学園情報公開に関する実施要領、同情報公開に係わる事務取扱要領
10-4　職員就業規則、日本赤十字学園職員倫理規程、同ハラスメント防止規程、同個人情報保護規程
10-5　第2次日本赤十字学園中期計画（平成26年度から平成30年度）

終章

まず、各章で提起された課題の中から重要なものを以下にまとめる。

第 1 章（理念・目的）では、卒業生・修了生を対象としたディプロマポリシーの到達度調査が課題としてあげられた。

第 2 章（教育研究組織）では、教育研究組織の適切性についての検証システムの検討が課題としてあげられた。

第 3 章（教員・教員組織）では、教員の授業力向上に役立つ FD の実施が課題としてあげられた。

第 4 章（教育内容・方法・成果）では、学部教育の課題として、学生参加型学習（アクティブラーニング）の導入が課題としてあげられた。研究科教育については、教育課程だけでなく教育目標や学位授与方針の適切性を定期的に検証することが課題としてあげられた。

第 5 章（学生の受け入れ）では、入試試験の出題における担当者、選抜試験科目、出題内容や出題範囲の妥当性や適切性を評価するシステムの構築、大学院修士課程看護学専攻の入学定員の確保が課題としてあげられた。

第 6 章（学生支援）では、学生支援の基本方針の策定と広報、国家試験支援体制の強化が課題としてあげられた。

第 7 章（教育研究等環境）では、武蔵野館の閉館に伴う広尾館へ移管する資料の選定と移管・除籍、学内の奨励研究費の応募者数の拡大、研究倫理審査結果のホームページでの公開が課題としてあげられた。

第 8 章（社会連携・社会貢献）では、社会連携・社会貢献の方針の検討、国際交流の成果をホームページ等を通じて社会に発信することが課題としてあげられた。

第 9 章（管理運営・財務）では、事務組織の構成と人員配置に関する規程類の整備、体系的で具体的な SD 企画の検討が課題としてあげられた。

第 10 章（内部質保証）では、PDCA サイクルによる自己点検・評価の周知徹底、評価への学外者参加の検討が課題としてあげられた。

次に、平成 25 年度末の第 4 回将来構想推進協議会で決定した本学の中期 5 か年計画（平成 26 年度～平成 30 年度）の重点目標を以下に示す。

1. 教育理念に基づいた新カリキュラムの適正な運用と教育評価
2. リーダー育成を目指した大学院教育のさらなる充実――DNGL、修士、博士後期課程の運用と評価
3. 国際交流・地域貢献・産学連携活動の充実とセンター化にむけて
4. 優秀な学生の確保
5. 30 周年記念事業の遂行と新たな大学のメッセージ発信
6. 研究活動の推進と充実に向けて
7. 経営基盤の安定化

8. 学生及び保護者の意見を反映させる大学運営

大学全体としては、以上の課題の確認とその目標達成を組織的に進め、教職員間での共有を図っていきたい。また、教職員のみならず学生や保護者、同窓生と共に本学の将来構想に関する議論を高め、将来像を描き、着実な実現に向けての実施案と組織化を図ることとしたい。

日本赤十字看護大学　年報
平成 25 年度
自己点検・評価報告書

平成 26 年 10 月発行
発行者　日本赤十字看護大学

〈広尾キャンパス〉
〒150-0012　東京都渋谷区広尾 4-1-3
TEL　03(3409)0875(代表)
〈武蔵野キャンパス〉
〒180-8618　東京都武蔵野市境南町 1-26-33
TEL　0422(39)7546

印刷所　日本赤十字看護大学生活協同組合
TEL　03(5468)5857